



障がい者ふれあい計画

【素案】

平成22年1月
葦崎 市

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画の対象.....	3
第5節 計画の策定体制.....	3
第2章 障がい者の現状	4
第1節 人口構造の推移.....	4
人口及び世帯数の推移.....	4
年齢3区分別の人口割合推移.....	5
第2節 障がい者数の推移.....	6
身体障がい者手帳所持者数の推移.....	6
知的障がい者(療育手帳所持者)数の推移.....	7
精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)数の推移.....	8
特定疾患医療受給者数の推移.....	8
第3節 アンケート調査結果からみる現状.....	9
調査の概要.....	9
調査の結果概要.....	10
第3章 計画の基本的な考え方	22
第1節 基本理念.....	22
第2節 基本方針.....	23
第3節 施策の基本的方向.....	24
第4節 施策の体系.....	25

第4章 施策の展開	28
第1節 広報・啓発の充実.....	28
広報活動の充実.....	29
社会教育の推進.....	30
第2節 保健・医療の充実.....	31
保健事業の充実.....	33
医療サービスの充実.....	36
保健・医療・福祉の連携.....	37
第3節 福祉サービスの充実.....	38
在宅福祉サービスの充実.....	40
施設福祉サービスの充実.....	42
相談・情報提供の促進.....	43
第4節 療育・教育体制の充実.....	46
早期教育の充実.....	47
義務教育の充実.....	48
第5節 雇用・就労の促進.....	50
職業能力の開発.....	51
雇用・就労の拡大と定着.....	51
第6節 スポーツ・文化活動等社会活動の促進.....	53
スポーツ活動の充実.....	54
文化活動への参加促進.....	54
第7節 生活環境の整備.....	56
やさしいまちづくりの推進.....	58
移動・交通安全対策の推進.....	59
防災対策の推進.....	61
防犯対策の推進.....	61

第5章 計画の推進に向けて	63
第1節 障がい者の生活を支援するネットワークの構築.....	63
自立支援協議会による関係機関の連携強化.....	63
民間（市民・企業等）との連携.....	63
近隣市町・県・国との連携強化.....	63
第2節 推進体制の充実.....	64
庁内における横断的な推進体制の充実.....	64
人材の確保.....	64
第3節 計画の公表・周知.....	64

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

わが国の障がい者施策は、昭和56年の「国連障害者の十年」の国内行動計画として、「障害者対策に関する長期策定計画」が策定されたことで、体系的な施策の推進が始まり、現在は平成15年の「障害者基本計画」の後期にあたる「新たな重点施策実施5か年計画」のもとに、各省庁の連携により取り組みが行われています。

この状況の中、個人の尊厳の尊重とその人らしい自立した生活を送ることができるよう、社会福祉基礎構造改革の一環として、平成12年に「介護保険制度」、平成15年には「支援費制度」が施行され、社会全体で福祉を支え合う新たな枠組みがつくられました。この支援費制度の施行により、サービスの利用者が大幅に増加するなど、障がい者が地域で生活を進めるうえでの支援が大きく前進しました。今後も一層の利用者増が見込まれる中で、制度をより安定的、効率的なものにすること、障がい種別に提供されているサービスを一元化することなどを目的として、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、新たなサービス体系に基づいた施策が展開されているところです。

しかし、現行の制度についても、利用者の負担増や福祉サービス事業所の収入がなくなるなどの課題が出てきており、障がい者を取り巻く制度は変革の只中にあるといえます。

こうした中で、本市では、平成6年に「(第一次)蕪崎市障害者ふれあい計画」を策定、平成16年には「(第二次)蕪崎市障害者ふれあい計画」を策定し、市の障がい者施策の推進に取り組んできました。

この間に、発達障害者支援法や障害者自立支援法など、障がい者施策に関わりのある重要な法が施行されるなど障がい者を取り巻く制度は大きく変わりつつあります。

そのため、現行の計画(第二次蕪崎市障害者ふれあい計画)で提唱されている5年が経過し、節目を迎えたこともあり見直しを行うものとしします。

なお、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画(第2期)」は平成20年3月に策定し、障害福祉サービスの円滑な提供に努めています。

第2節 計画の位置づけ

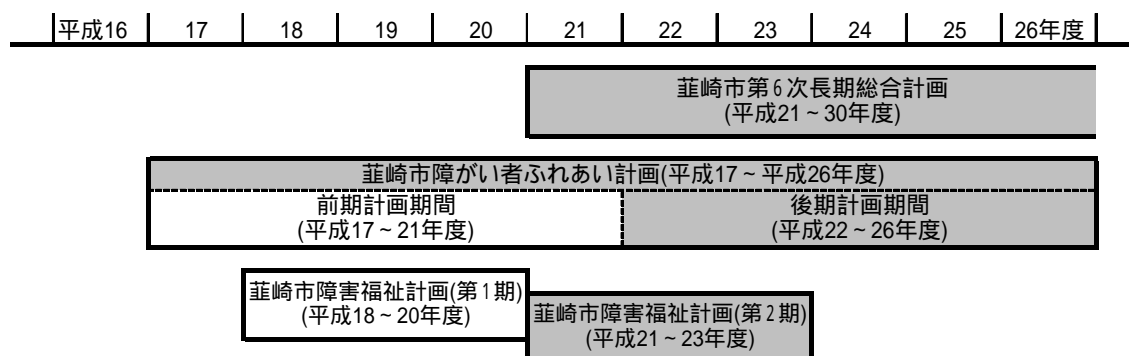
本計画は、障害者基本法第9条第3項に定める「市町村障害者計画」として策定するものであり、本市における障がい者に関する施策全般を体系的に推進していくための基本的な方向を定めるものです。

なお、本計画の策定にあたっては、市の総合計画である「葦崎市第6次長期総合計画」を上位計画として位置づけ、整合性を図るとともに、障がい施策に関連のある諸計画と調和を持たせて定めるものとします。また、障害者自立支援法における障害福祉サービスの具体的な取り組みについては、「葦崎市障害福祉計画」において定めるものとします。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、前計画の期間の後期と位置づけ、平成22年度から平成26年度までの5か年とします。

なお、関連制度、法令等の社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。



第4節 計画の対象

本計画は、障がい者や難病患者、及びその家族、介助者を主な対象とします。ここでいう「障がい者」とは、「障害者基本法」第2条に規定されている「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」及び、「障害者基本法」の附帯決議による「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上的障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるもの」及び、「発達障害者支援法」第2条に規定されている「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある人」をいいます。

また、障がい者施策を推進するにあたっては、市民一人ひとり、地域、ボランティア団体や企業など、全体が障がいに対する理解を深めることが重要であるため、市民全体も計画の対象とします。

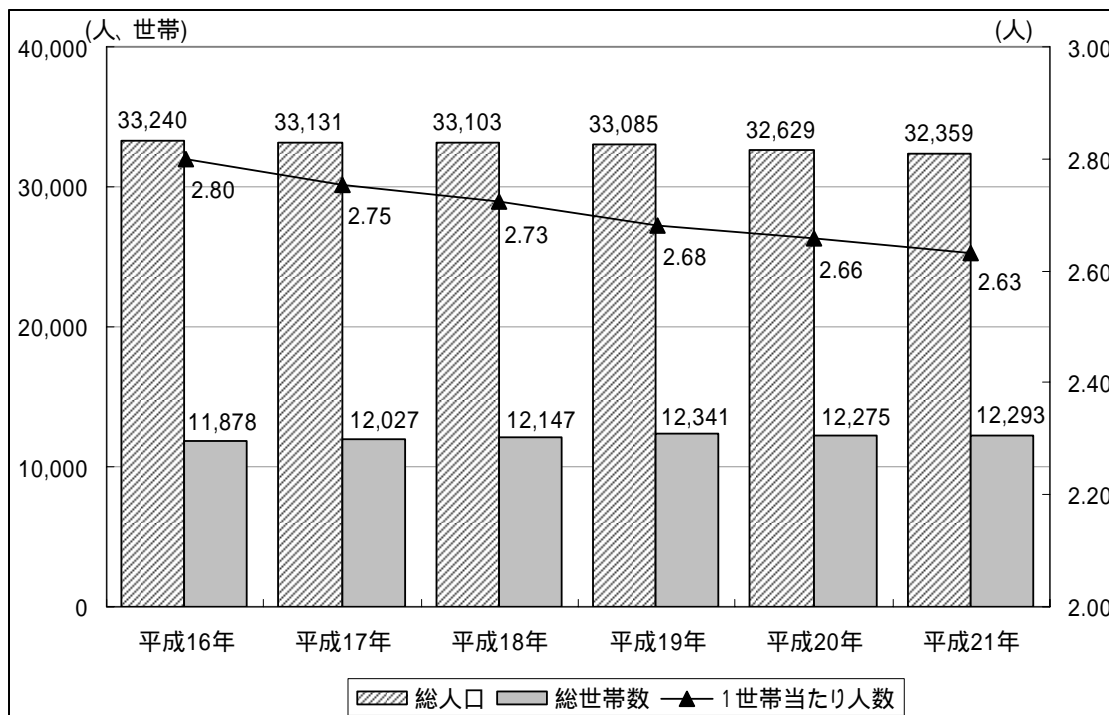
第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、サービスを利用する障がい者等の現状を適切に把握するためのアンケート調査を実施するとともに、障がい者等や関係者の意見を反映させるため、公募により参加する市民代表をはじめ、福祉・医療関係者及び当事者などから構成される蕪崎市障害者ふれあい計画策定委員会を設置し、計画に対する意見をいただきながら策定を行います。

第2章 障がい者の現状

第1節 人口構造の推移

人口及び世帯数の推移

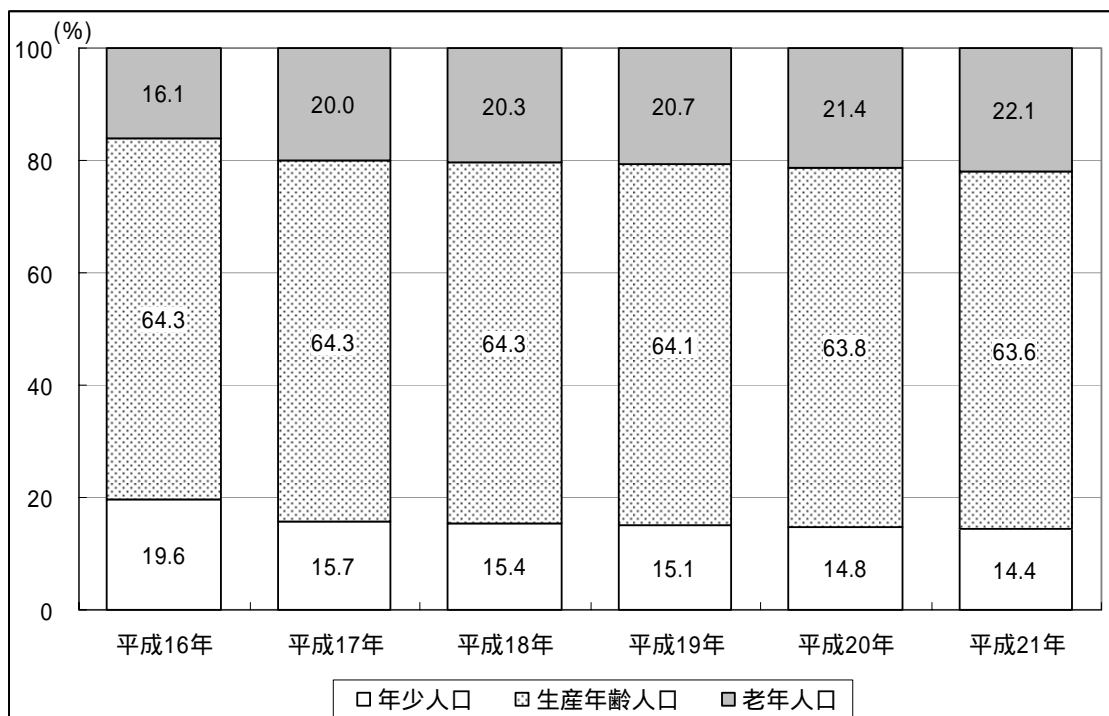


資料：住民基本台帳(登録外国人含む) 各年4月1日時点

市の総人口は、平成16年から21年にかけては一貫して減少する傾向にあり、5年間で約1,000人の減となっています。総世帯数については、平成16年から平成19年にかけては増加しているものの、翌20年には減少し、ここ2年はおおむね横ばいでの推移となっています。

1人世帯当たり人数については、平成16年に2.80人であったものが、平成21年には2.63人へと、0.2人の減少となっています。

年齢3区分別の人口割合推移

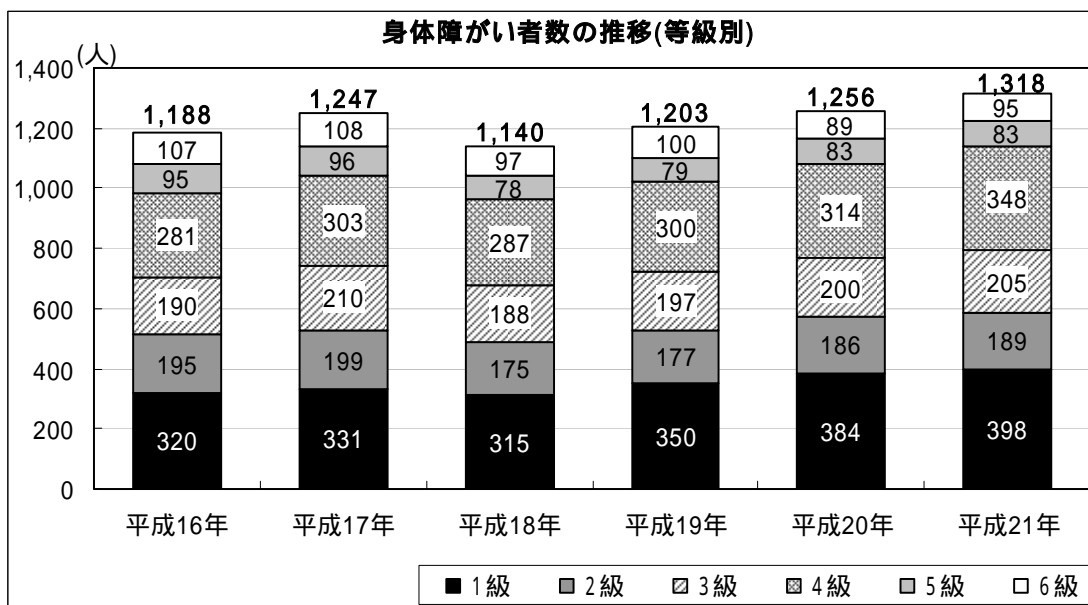


資料：住民基本台帳(登録外国人含む) 各年4月1日時点

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口(0～14歳)の割合が減少し続け、老年人口(65歳以上)の割合が増加し続けており、少子高齢化が顕著に進行しています。

第2節 障がい者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移



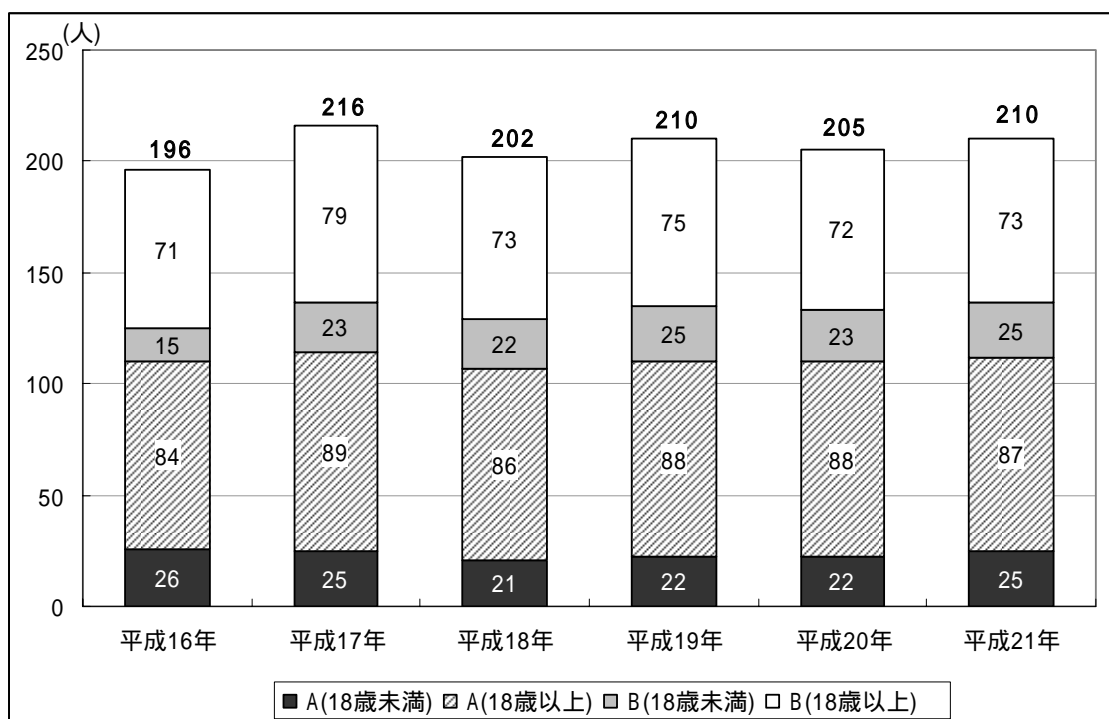
(下段は「合計」に対する構成比)	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
視覚障がい	102 8.6%	104 8.3%	102 8.9%	101 8.4%	103 8.2%	104 7.9%
聴覚・平衡機能障がい	127 10.7%	134 10.7%	96 8.4%	97 8.1%	91 7.2%	99 7.5%
音声・言語・そしゃく機能障がい	17 1.4%	21 1.7%	15 1.3%	17 1.4%	12 1.0%	10 0.8%
肢体不自由	635 53.5%	646 51.8%	576 50.5%	612 50.9%	639 50.9%	658 49.9%
内部障がい	307 25.8%	342 27.4%	351 30.8%	376 31.3%	411 32.7%	447 33.9%
合計	1,188	1,247	1,140	1,203	1,256	1,318

資料：福祉課 各年4月1日時点

身体障害者手帳所持者の推移は、平成17年から18年にかけては減少するものの、平成19年以降は増加の一途を辿っており、年あたり約60人の増加となっています。障がい程度別では、「1級」と「4級」といった、重度と中度の級が特に増加しています。

障がい種別でみると、「聴覚・平衡機能障がい」、「音声・言語・そしゃく機能障がい」では年々減少する傾向がみられるものの、「視覚障がい」はほぼ横ばいでの推移、「肢体不自由」と「内部障がい」の人数は増加の傾向にあります。身体障害者手帳所持者のほぼ半数となる49.9%は「肢体不自由」の障がい者となりますが、「内部障がい」の人数は増加が著しく、5年間で140人の増加となっています。

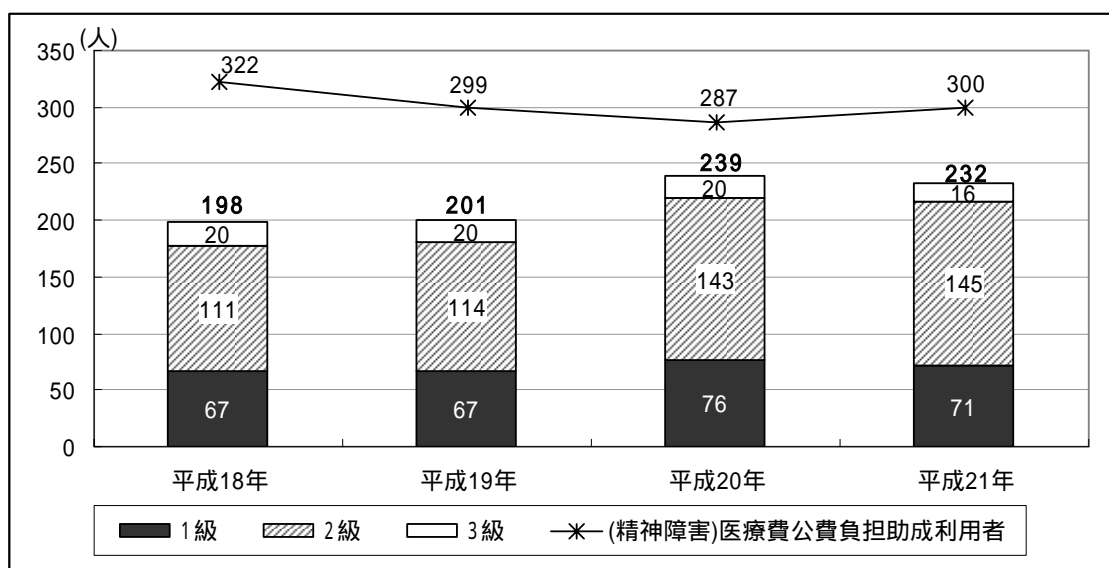
知的障がい者(療育手帳所持者)数の推移



資料：福祉課 各年4月1日時点

知的障がい者数は、年度により多少の増減があるものの、直近6年はほぼ横ばいで推移しているといえます。障がい程度や年齢の内訳についても大きな変化はなく、横ばいとなっています。

精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)数の推移

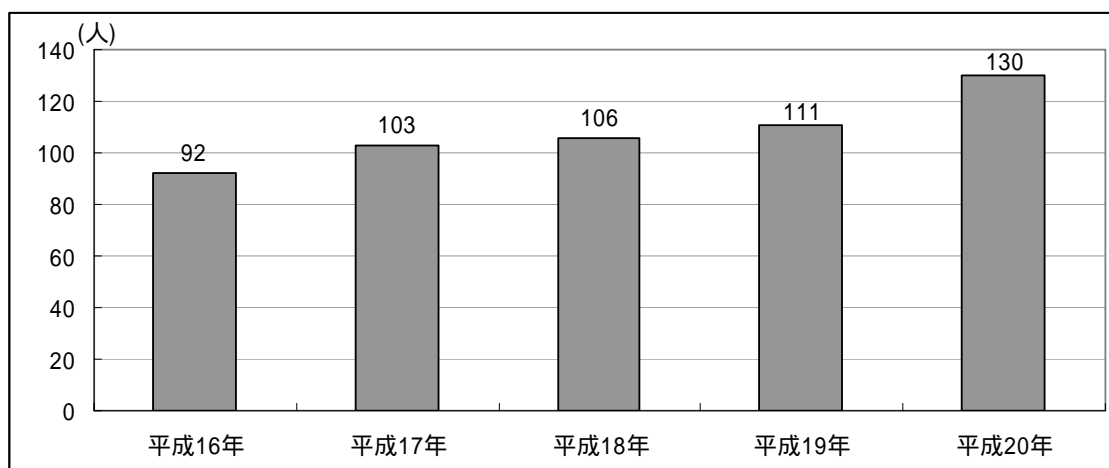


資料：福祉課 各年4月1日時点

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成19年から平成20年にかけては40人近く増加していますが、翌21年にかけてはほぼ横ばいでの推移となっています。

医療費公費負担助成利用者については、平成18年から平成20年にかけて減少しているものの、平成21年にはわずかに増加し、300人となっています。

特定疾患医療受給者数の推移



資料：福祉課 各年4月1日時点

特定疾患医療の受給者数については、平成16年から平成19年にかけては緩やかに増加していますが、平成19年から平成20年にかけては約20人の増加となっており、平成16年の92人に比べて約1.4倍の伸びとなっています。

*特定疾患医療受給

原因が不明で、治療が極めて困難とされており、難病のうち「特定疾患治療研究事業」において指定された疾病を特定疾患といいます。この疾患の治療にかかる医療費の全額または一部を助成しています。

第3節 アンケート調査結果からみる現状

調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「蕪崎市障がい者ふれあい計画」を策定するにあたり、障がい者の生活状況や福祉サービスの利用意向、ご意見やご要望などを把握し、計画策定の基礎資料として障がい者福祉の推進を図ることを目的として実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法等

	身体障がい者対象調査	知的障がい者対象調査	精神障がい者対象調査
調査対象者	身体障害者手帳をお持ちの方	知的障害者手帳をお持ちの方	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
発送件数	1,161	152	238
調査期間	平成21年7月24日～8月6日		
調査方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査方法		

(3) 回収結果

	身体障がい者対象調査	知的障がい者対象調査	精神障がい者対象調査	合計
発送件数	1,161	152	238	1,551
回収件数	576	78	141	795
回収率	49.6%	51.3%	59.2%	51.3%

(4) 結果をみる際の注意点

回答結果の割合(%)は有効サンプル数(集計対象者総数)に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。

図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

グラフのn数(number of case)は、サンプル数(集計対象者総数)を表しています。

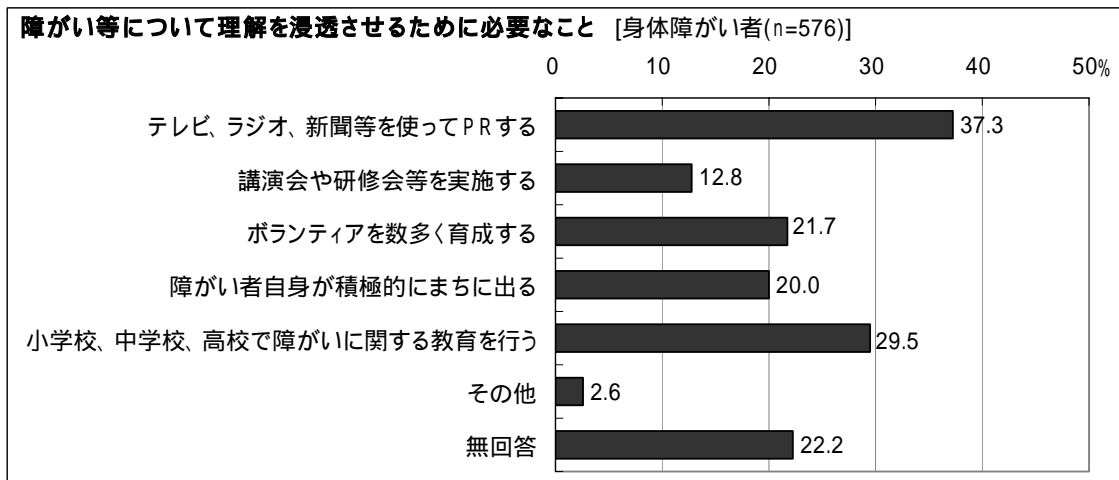
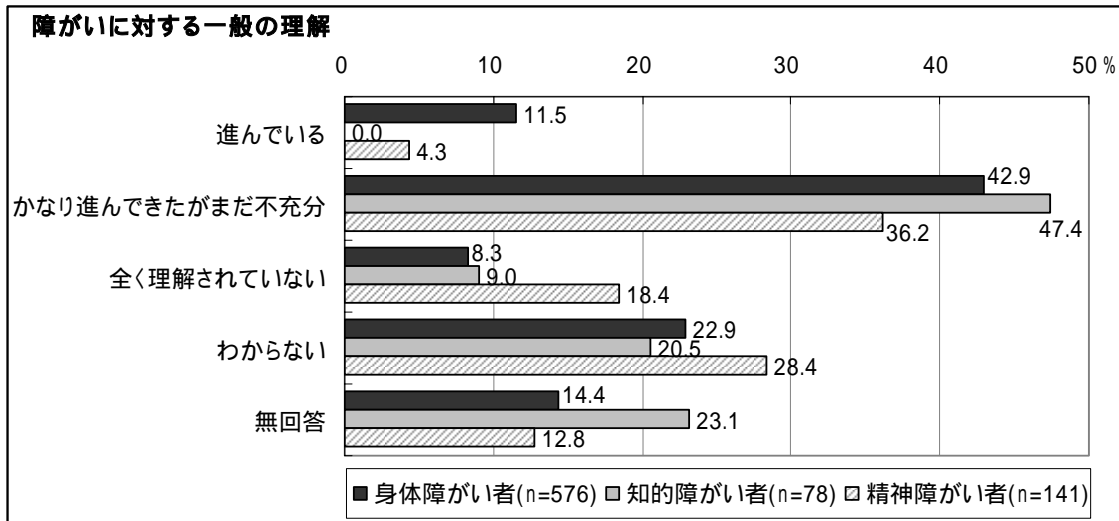
本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

調査の結果概要

(1) 広報・啓発について

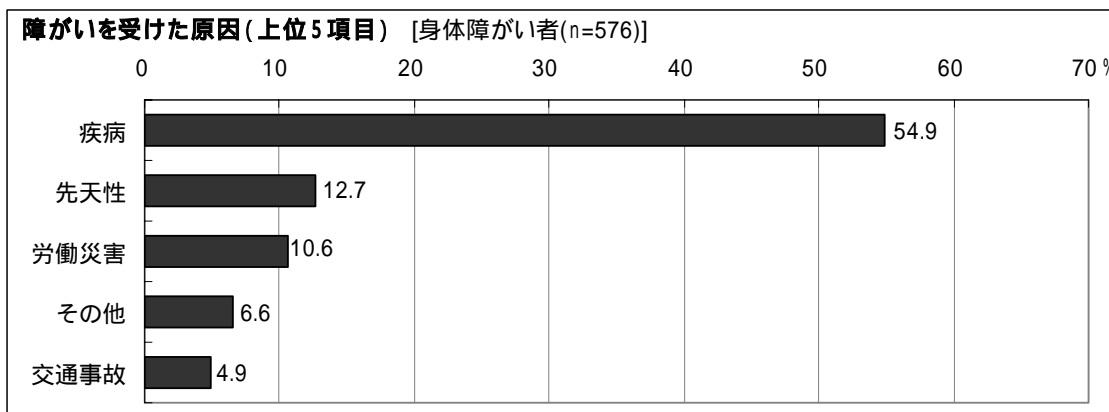
障がいに対する理解について、「進んでいる」と実感している割合は、身体障がい者で約1割となっているものの、精神障がい者ではわずか4.3%、知的障がい者では皆無となっており、全体的には「まだ不十分」と感じている割合が最も多くなっています。

障がい等に対する理解を浸透させるためには、「テレビ、ラジオ、新聞等を使ってPRする」が37.3%で最も多くなっていますが、「小学校、中学校、高校で障がいに関する教育を行う」も29.5%と約3人に1人の回答割合があり、学校を中心とした福祉教育の充実が強く求めていることがうかがえます。



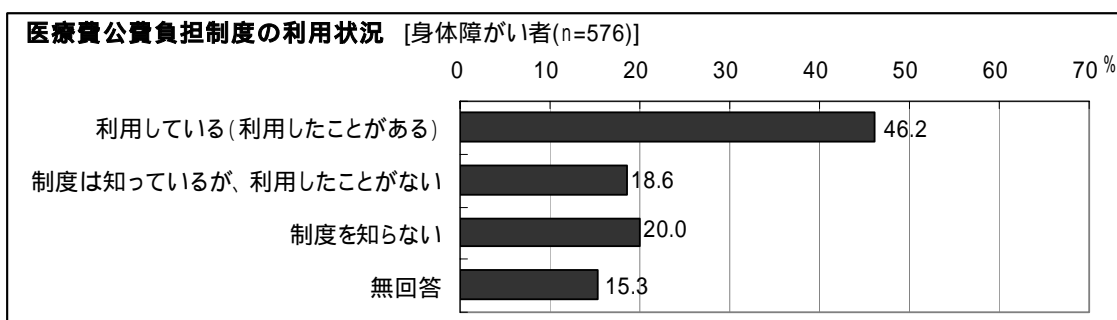
(2) 保健・医療について

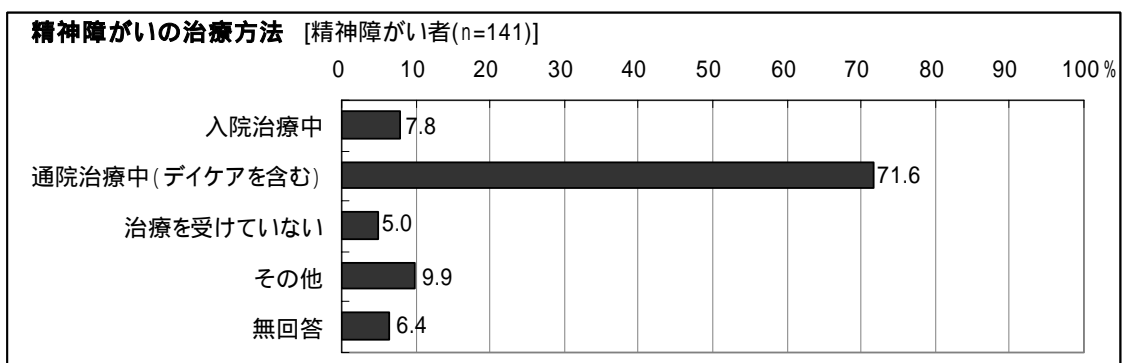
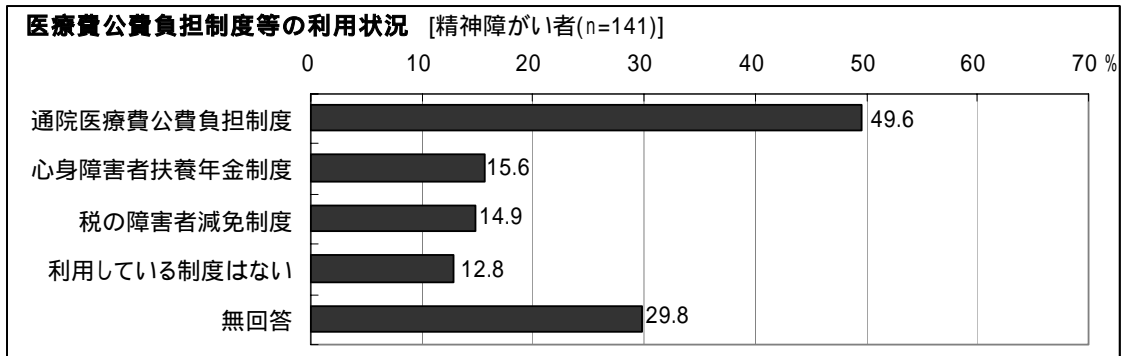
身体障がい者の障がいを受けた原因については、「疾病」が54.9%と半数を超える回答割合があり大半の身体障がいの原因となっているといえます。疾病の中には、普段の食事や運動などの生活習慣を改善することで予防できるものが含まれていることも考えられるため、生活習慣病予防などの保健事業の充実が必要であるといえます。



身体障がい者や精神障がい者の医療費公費負担制度の利用状況は、ともに約5割となっています。しかし、身体障がい者の中には、「制度を知らない」との回答が20.0%と5人に1人の割合でいることから、制度を必要とする人が不自由なく利用できるよう、制度の周知を行う必要があります。

また、精神障がい者の医療機関への受療状況では、約8割と大半の方が入院か通院をしていることがうかがえますが、医療費公費負担制度の利用状況が約5割にとどまっていることから、身体障がい者と同じく、制度の周知・利用促進を図る必要があるといえます。



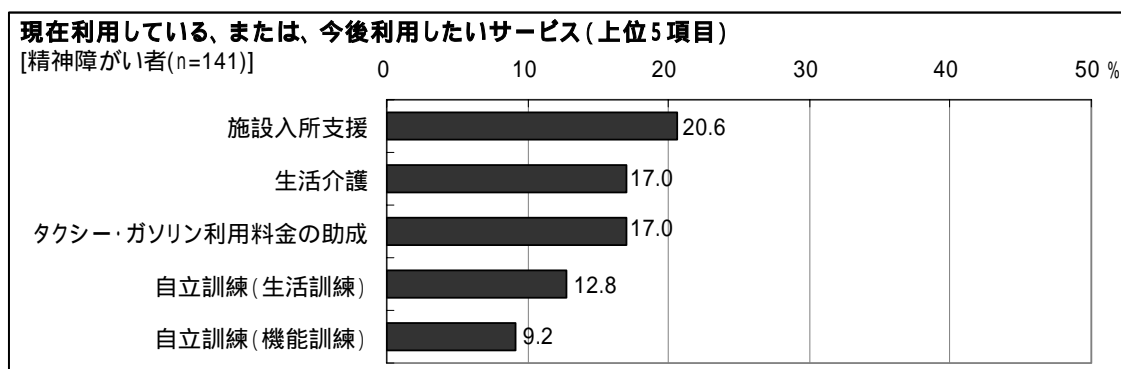
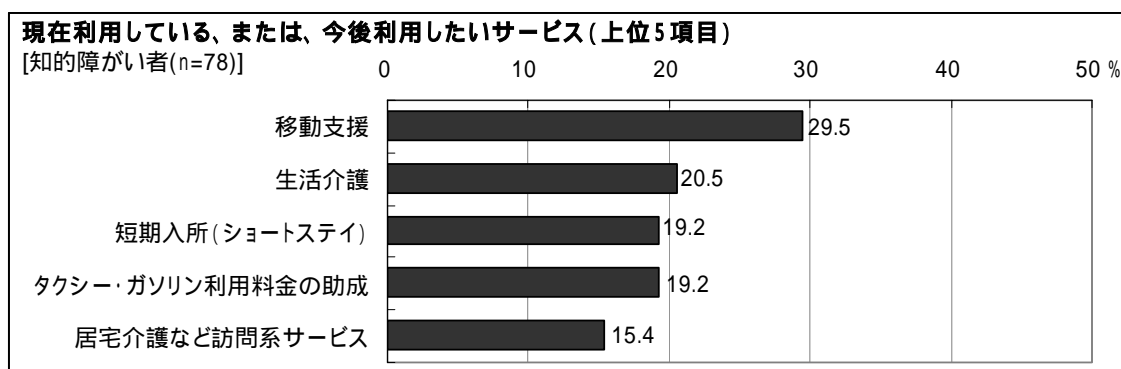
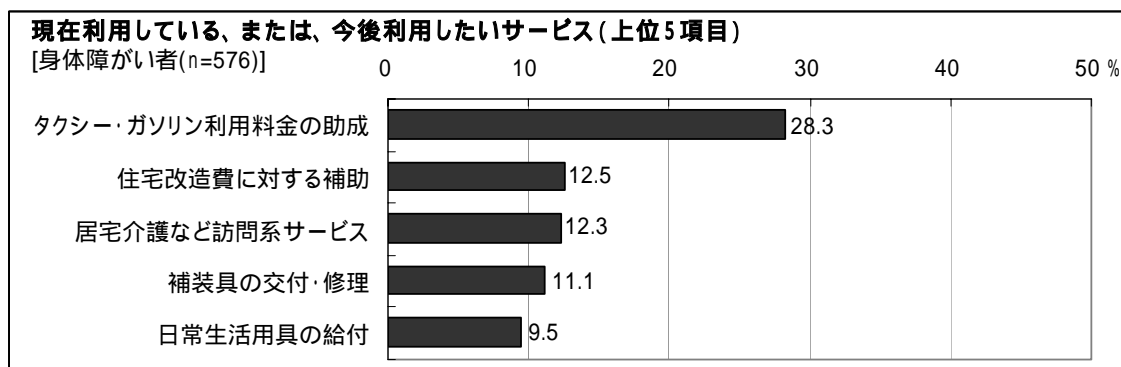


(3) 福祉サービスについて

現在利用しているか今後利用したいサービスについては、身体障がい者では「タクシー・ガソリン利用料金の助成」や「住宅改造費に対する補助」、「補装具の交付・修理」や「日常生活用具の給付」といった、経済的・物質的な支援を強く求めていることがうかがえます。

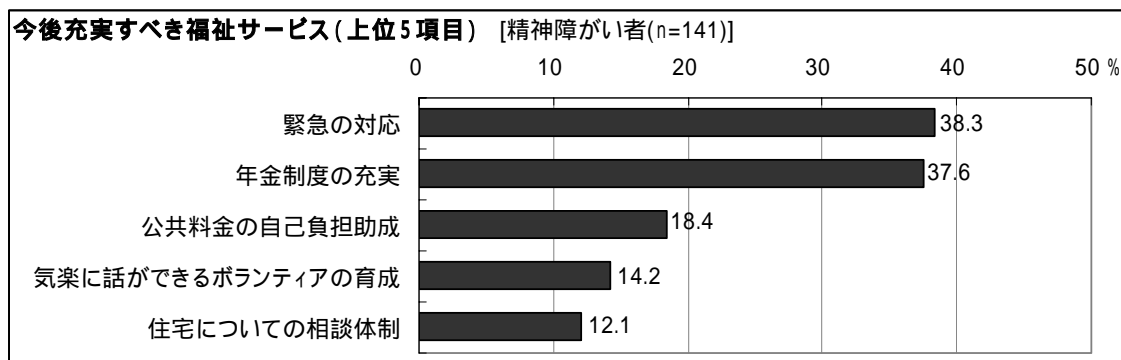
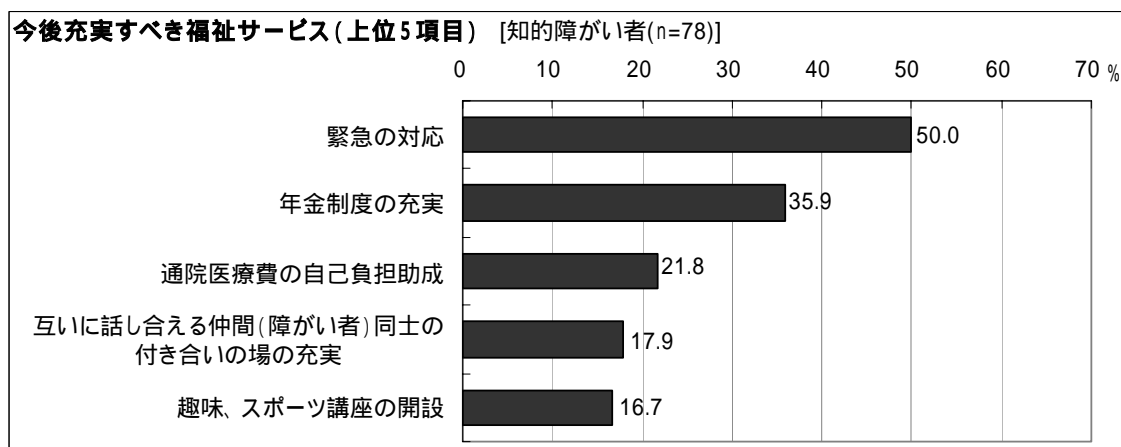
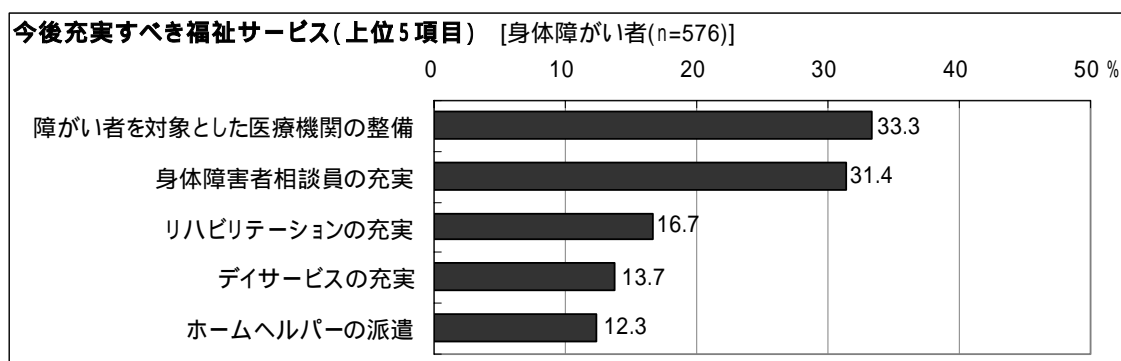
知的障がい者については「移動支援」や「タクシー・ガソリン利用料金の助成」といった移動関連の要望が高い一方で、「生活介護」や「短期入所」などの障がい者本人を預かるサービスへの要望も高いとかがえます。

精神障がい者については、「施設入所支援」をはじめとして、「生活介護」や「自立訓練」といった施設で提供するサービスへの要望が高いといえます。

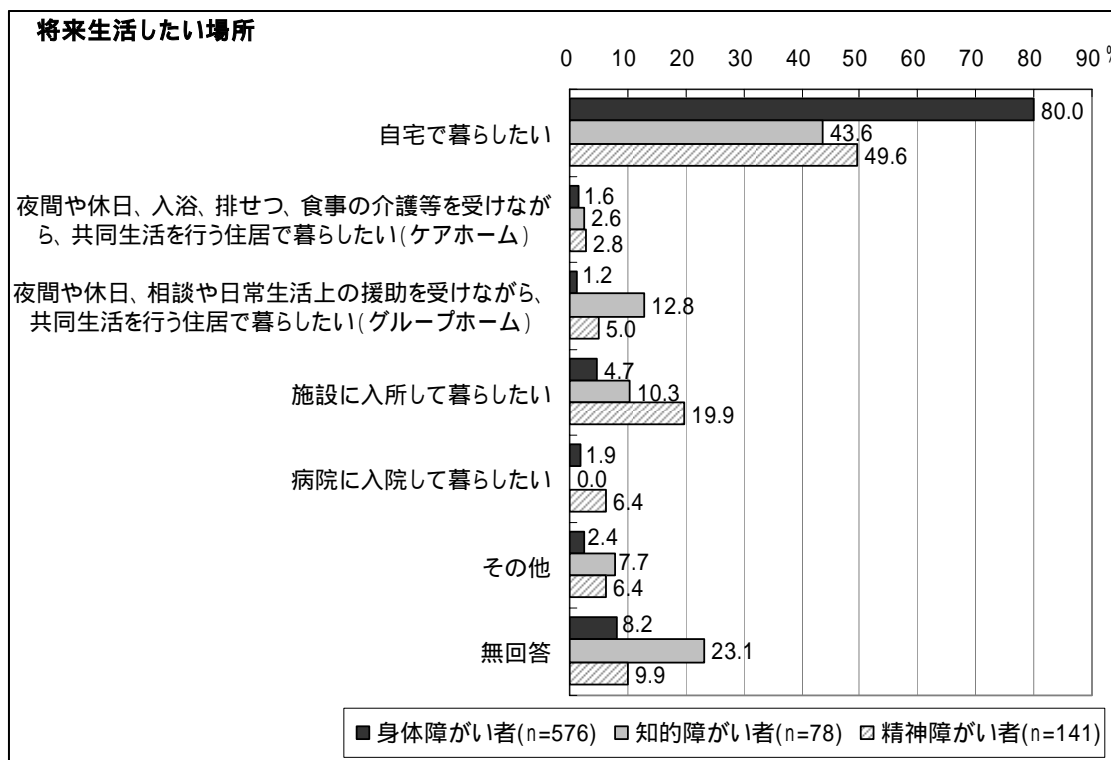


今後充実すべき福祉サービスについて、身体障がい者では「医療機関の整備」が33.3%で最も要望が高いほか、「身体障害者相談員の充実」も31.4%とほぼ同じ割合で要望が高くなっています。

知的障がい者や精神障がい者は、ともに「緊急の対応」や「年金制度の充実」に対する要望が高くなっています。また、「互いに話し合える仲間同士の付き合いの場の充実」や「気軽に話ができるボランティアの育成」といった市民同士で話し合える機会の充実が求められているといえます。

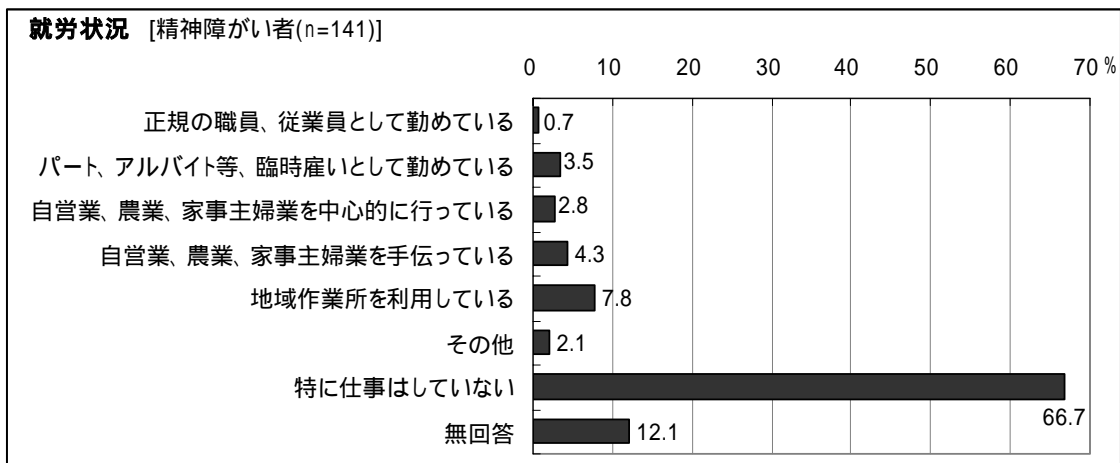
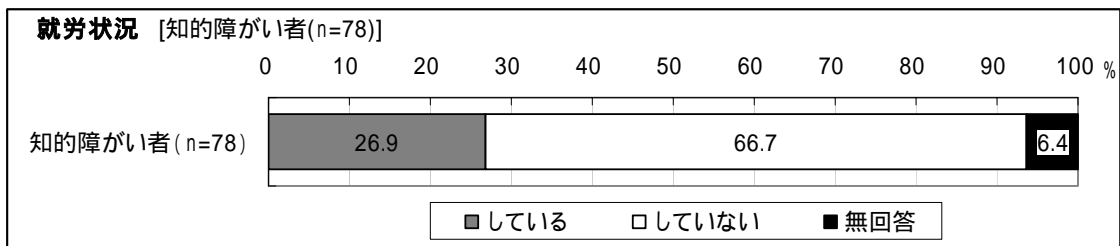
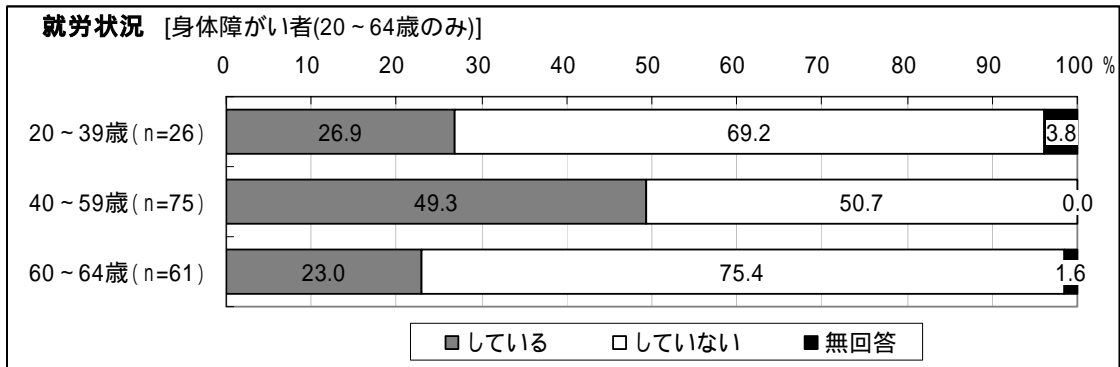


将来生活したい場所について、身体障がい者は「自宅で暮らしたい」とする回答が8割と大半を占めています。知的障がい者や精神障がい者も「自宅で暮らしたい」との回答が最も多くなっていますが、割合は4割強となっている一方、「グループホーム」や「施設に入所して暮らしたい」といった、福祉施設での生活を要望する割合が相対的に多くなっています。



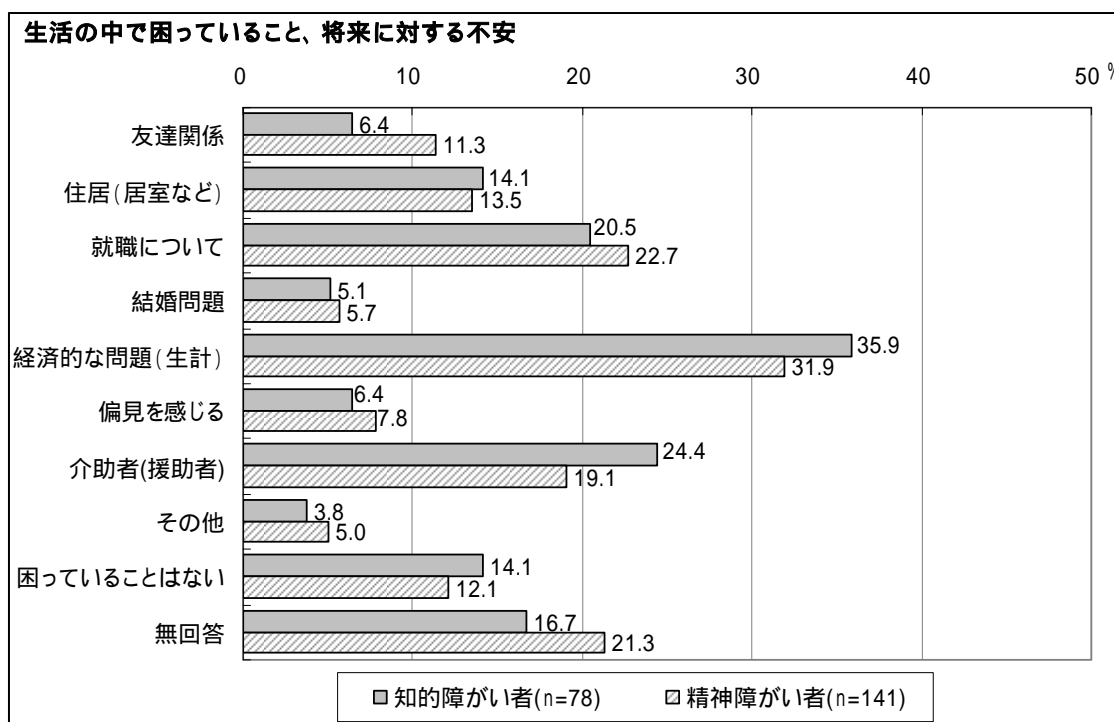
(4) 雇用・就労について

就労状況について、身体障がい者の20～39歳の就業率は26.9%と約4人に1人の割合となっています。また、40～59歳になると49.3%と半数近い割合となっています。知的障がい者や精神障がい者については、未就労の割合が6割強で大半を占めており、障がい者の厳しい雇用状況がうかがえます。

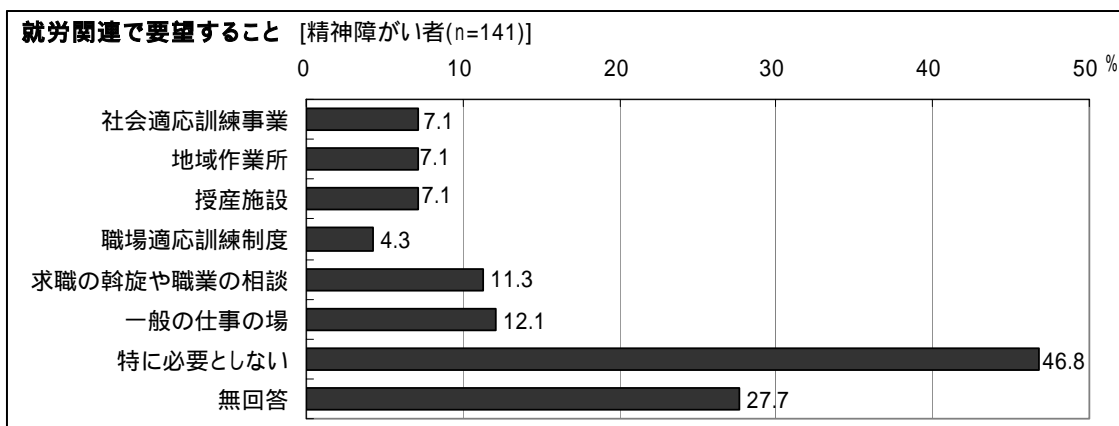
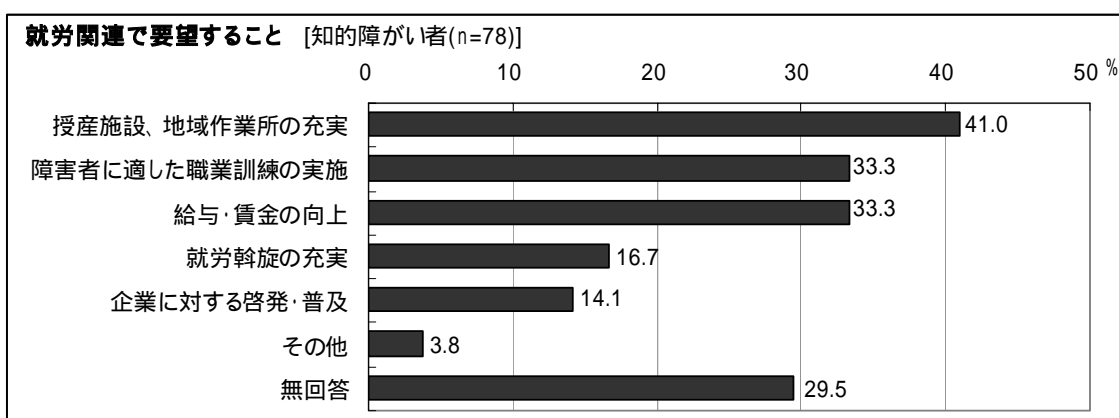
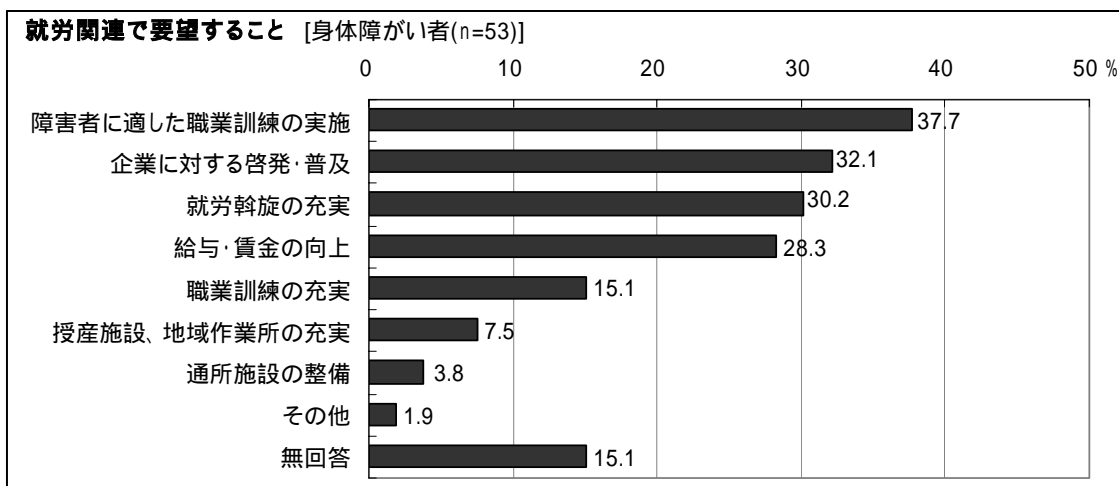


知的障がい者や精神障がい者の生活の中で困っていることや将来に対する不安については、「経済的な問題(生計)」がともに3割を超えて最も多く、「就職について」もともに2割を超えて約5人に1人の割合で不安を抱えているといえます。

また、「介助者」についても不安を抱えている割合は多く、親亡き後の自立した生活を送るためにも、就職、そして経済的な自立を支援する必要があります。



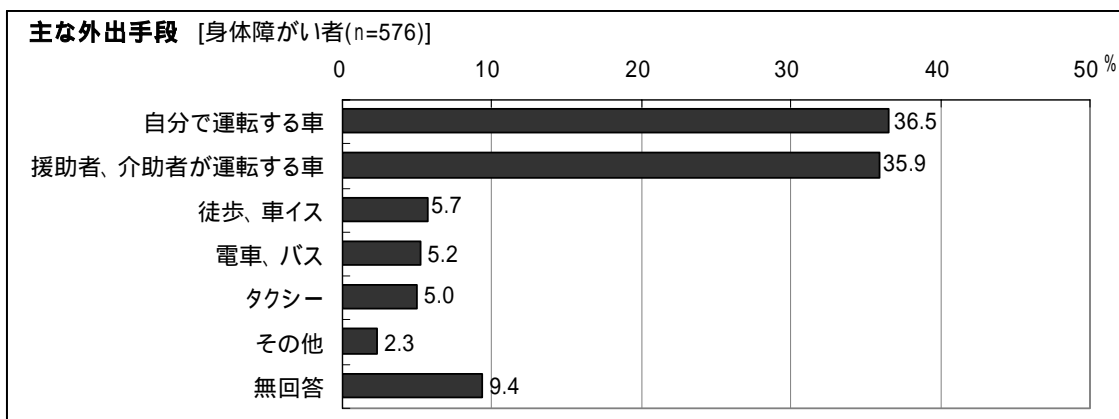
就労関連で要望することについて、身体障がい者では「職業訓練の実施」が37.7%で最も多く、知的障がい者でも同項目は33.3%とほぼ同水準の回答割合となっており、就労に向けた訓練への要望が強いといえます。また、知的障がい者では「授産施設、地域作業所の充実」といった福祉的就労をする場の充実を求める割合が41.0%で最も多くなっています。



(5) 生活環境について

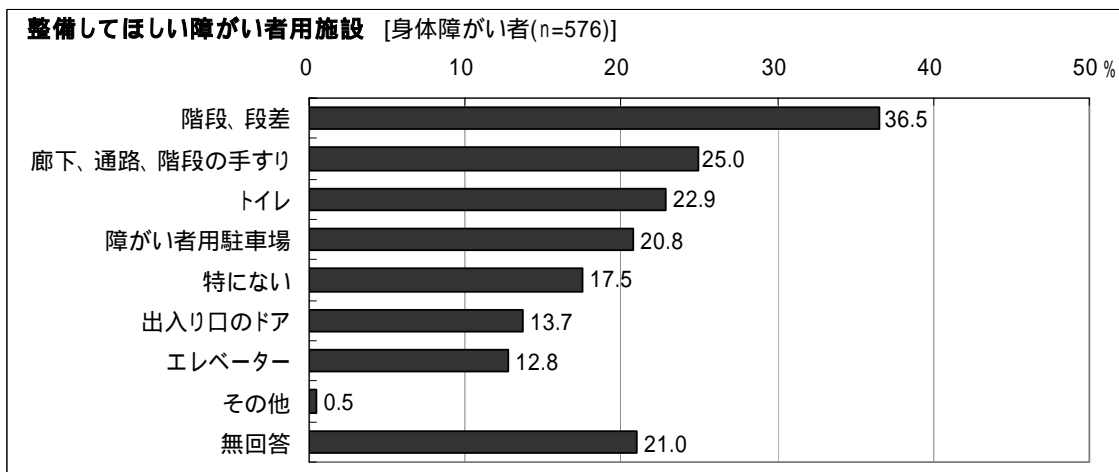
身体障がい者の主な外出手段については、「自分で運転する車」と「援助者、介助者が運転する車」がほとんどとなっており、「電車、バス」などの利用はごくわずかとなっています。

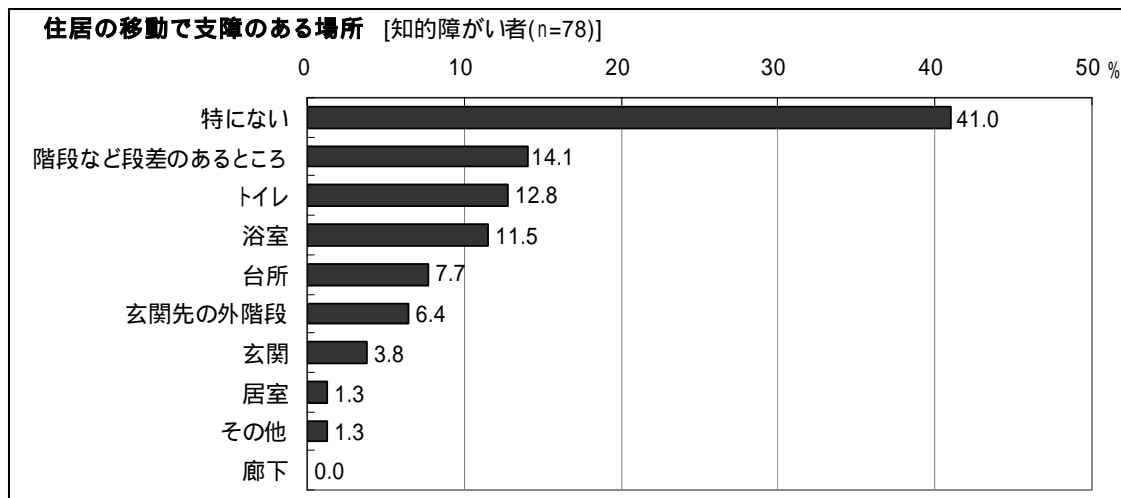
また、現在利用しているか今後利用したいサービスで、知的障がい者で「移動支援」が29.5%で最も多いほか、3障がい者で「タクシー・ガソリン利用料金の助成」への割合が多くなるなど、移動関連に対する要望が強いといえます（P13 参照）



整備してほしい障がい者用施設については、「特にない」は17.5%にとどまり、「階段、段差」が36.5%で最も多く、次いで「廊下、通路、階段の手すり」、「トイレ」、「障がい者用駐車場」にそれぞれ2割を超える回答があります。

このため、道路や公共施設のバリアフリー化の推進が求められているとともに、知的障がい者の調査でも住居の段差が支障となっていることがうかがえることから、住宅の段差や手すり取り付けなどの支援を行う必要があるといえます。



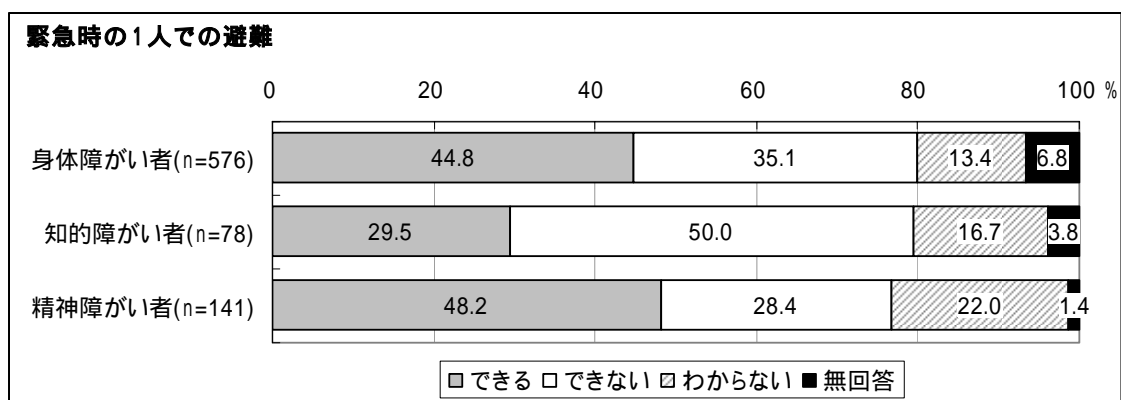


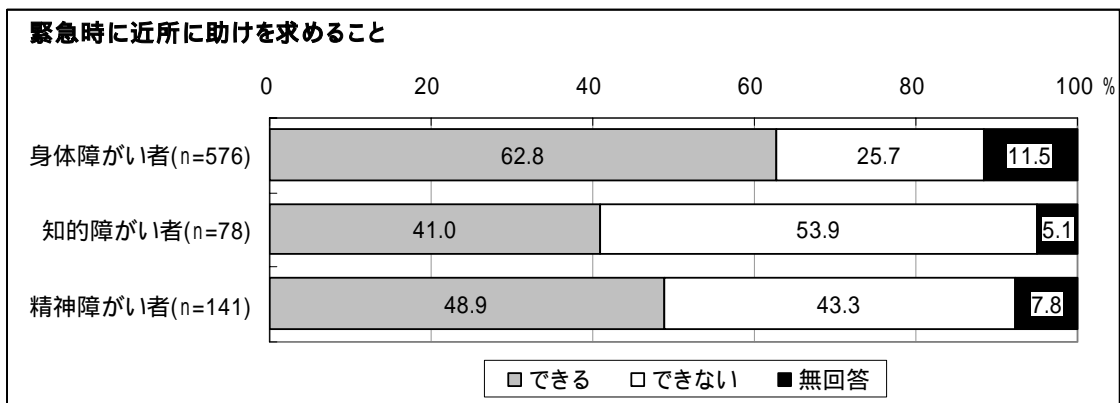
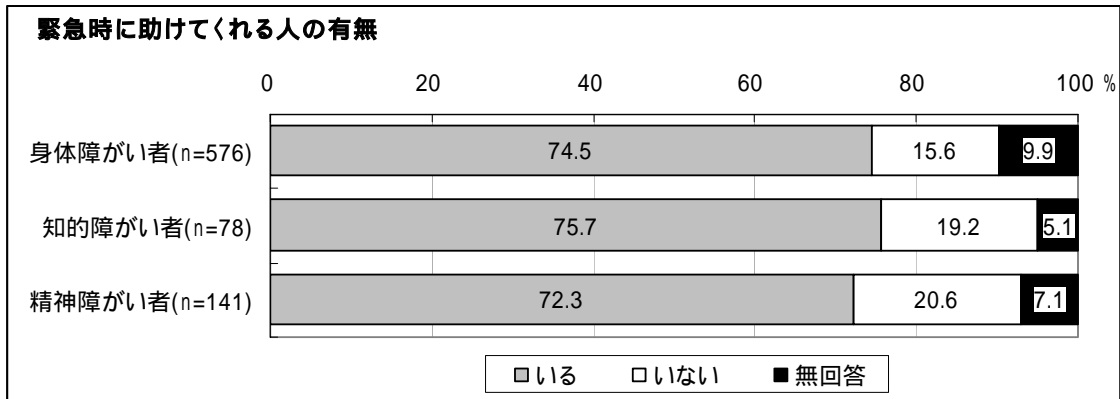
緊急時に1人で避難できるかについては、身体障がい者で35.1%、知的障がい者で50.0%、精神障がい者は28.4%が「できない」と回答しており、知的障がい者の方の1人での避難が他の障がい者よりも困難であることがうかがえます。

また、緊急時に助けてくれる人の有無については、3障がいともに7割強が「いる」と回答していますが、「いない」がそれぞれ約2割で5人に1人の割合となっています。

緊急時に近所など周りに助けを求めることについては、身体障がい者で25.7%、知的障がい者で53.9%、精神障がい者で43.3%が「できない」と回答しており、知的障がい者や精神障がい者のおよそ半数の割合が助けを求めることができない結果となっています。

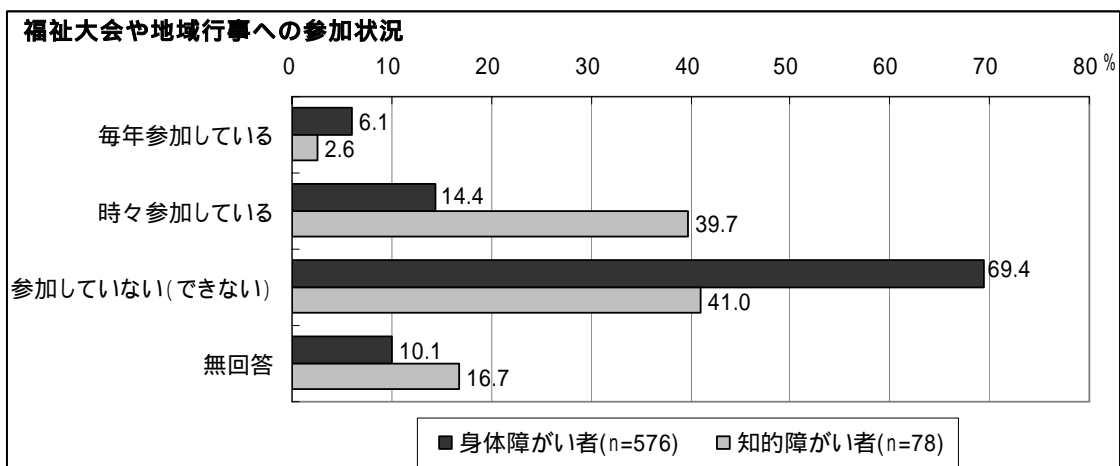
障がい者全般に災害時支援が必要とされますが、特に知的障がい者は1人で避難することが難しく、かつ、周りに助けを求めることができない傾向が強いため、一層の避難体制を構築することが必要であるといえます。





(6) 社会活動について

福祉大会や地域行事への参加状況については、「毎年参加している」との割合はわずかとなっており、身体障がい者では69.4%と大半の方が「参加していない(できない)」と回答しています。知的障がい者でも「参加していない(できない)」が41.0%で最も多くなっていますが、「時々参加している」も39.7%でほぼ同じ割合となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

わが国、そして本市においても、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき、さまざまな障がい者福祉施策に取り組んでいます。「ノーマライゼーション」は、「障がいの有無に関わらず、一般社会の中で障がいのある人となりが共に生きる社会が普通の社会である」という障がい者福祉における最も重要な理念となります。「リハビリテーション」は、一般的な意味である「障がいのある人や負傷した人などが、身体的、精神的、社会的な適応能力を回復するための訓練」のほか、「生活のあらゆる場面で人間的な生活を送り、障がい者の自立と参加を目指す」という意味を持ち、こちらも障がい者施策における大事な理念です。

また、こうした理念を支え、実現に向けて取り組む「地域福祉」や「インクルージョン（包含、包み込む）」の考え方の重要性が注目されており、障がいのあるなしに関係なくすべての人が社会の中で生活するため、それぞれのニーズに応じた地域生活での支援を受けられることが求められています。

この計画では、こうした考え方や視点に基づくとともに、前期計画の基本理念を継承して、以下の基本理念を設定します。

**だれもが相互の人格と個性を尊重し
支えあう共生社会の実現**

第2節 基本方針

本計画の基本理念の実現に向けて、次の基本方針を設定します。

(1) 障がい者の権利が保障される社会の構築

障がい者が不自由を感じることなく、自立して暮らしていくためには、周囲の理解が得られること、障がい者本人の権利が尊重されることが重要です。

障がいや障がい者に対する差別や偏見を取り除くための意識改革の推進に努めるとともに、障がい者が自己選択や自己決定を円滑に行えるようにするための支援を強化します。

(2) 個性が尊重され地域で自立した生活を送ることができる社会の実現

障がい者が大人になったとき、自立して暮らしていけるよう生活訓練や就労訓練など充実した支援を受けられる体制を整備することが重要です。また、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅や施設の福祉サービスを充実させることも重要です。

地域生活の充実に向けた基盤づくりと、社会参加へ向けた自立の基盤づくりを推進します。

(3) ユニバーサルデザインによる生活環境の充実

障がいがあることにより外出や活動が制限されることは、障がい者の生活の質を高める観点から課題であり、障がいのあるなしに関わらず誰もが自己実現に向けて社会に出て行ける環境を整備することが重要です。

障がい者の力を引き出すため、障がいを持つ人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去し、人にやさしい環境づくりを図ります。

(4) ライフステージに応じた生活支援

障がい者への支援は、年齢や進学、卒業等で分断されたものとして行われるのではなく、その人の人生全体を視野に入れ、継続性・連続性のあるものとして展開されることが重要です。

ライフステージに応じた支援を有効なものとするため、障がい者の自己実現に向けて、継続性・連続性を持って適切に支援を行うための基礎となる体制づくりに取り組みます。

第3節 施策の基本的方向

(1) 共生社会の実現のために

障がいのあるなしに関わらず地域で共に暮らしていくためには、お互いを理解し、尊重する心を育むことが重要です。すべての市民の相互理解を促進するため、広報・啓発活動を充実させ、福祉意識の高揚や施策・制度の周知を図ります。

(2) 住み慣れた地域における生活のために

障がいを持っても安心して蕪崎市で暮らし続けられるよう、多様な在宅福祉や施設福祉サービスの質・量の充実に努めます。また、福祉サービスを必要とする人がもれることのないよう、市内の相談体制を充実させるとともに、誰もが入手できるような情報提供の充実に努めます。

また、障がいの改善・維持や疾病等の予防を推進するため、リハビリテーションや生活習慣病対策などの医療・保健事業を充実させるとともに、保健・医療と福祉の連携強化を図ります。

(3) 自立と社会参加の促進

障がいのある子どもが、持てる力を最大限に発揮して、将来自立し、積極的に社会に参加していけるよう、保健・医療・福祉・教育・労働等の各行政分野が一体となり、一貫した療育や教育を推進していける体制づくりに努めます。また、障がい者の自立した生活の実現のためには就労が重要な課題となります。障がい者に対する職業訓練の機会を充実させるとともに、障がい者が働ける事業所の確保に努めます。

さらに、健康保持・増進や活動の幅を広げるなど、障がい者の生活の質の向上を図る観点から、地域活動やスポーツ活動・文化活動への参加支援に取り組みます。

(4) 安心して暮らせるまちづくりのために

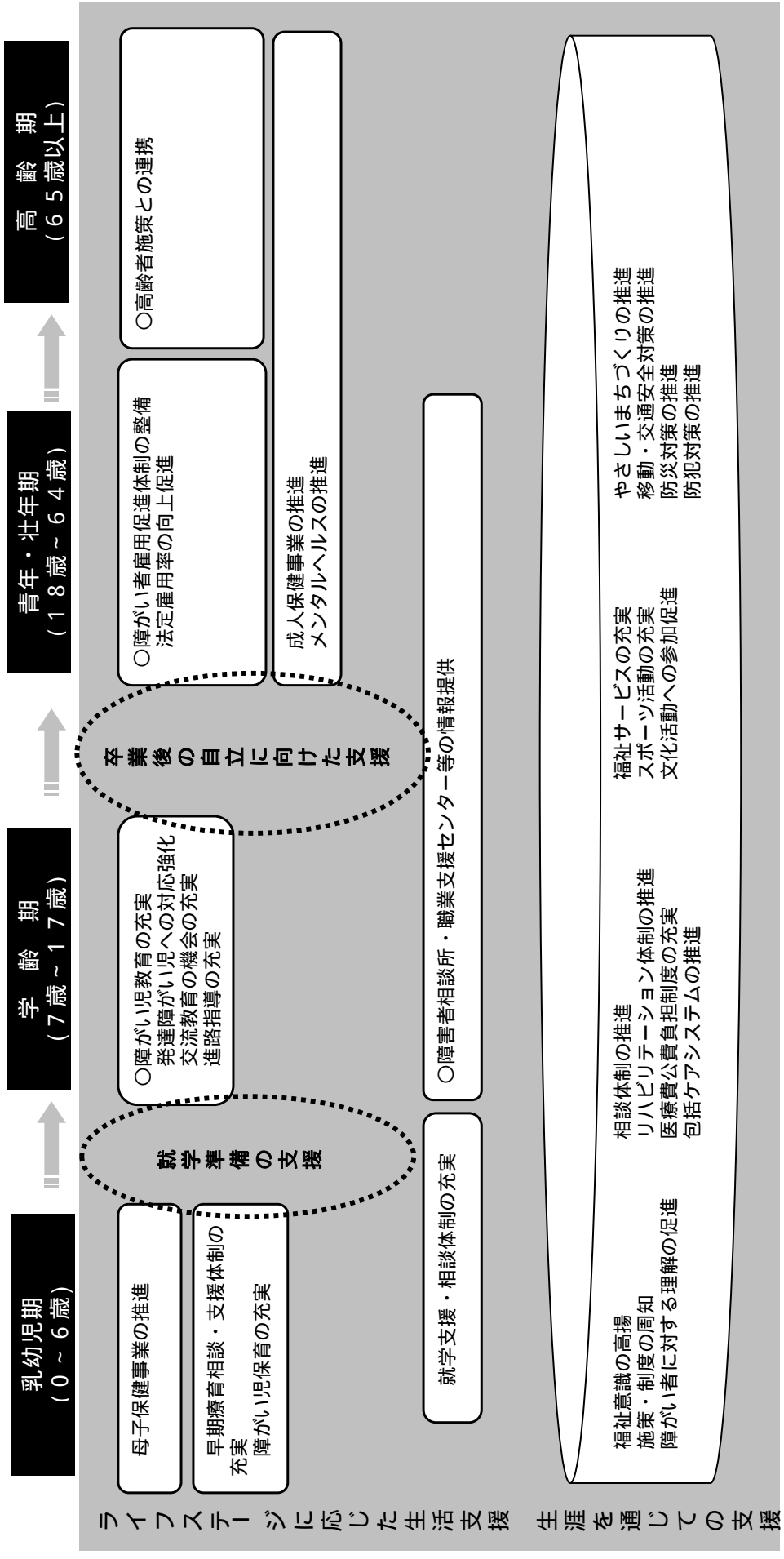
障がい者が気兼ねなく外出できるよう、街中にあるバリアを解消し、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めるとともに、障がいがあっても利用しやすいバスの導入や公共交通機関の確保など移動手段の充実に努めます。

また、障がい者が災害時に避難し遅れることがないよう、地域の防災体制の充実に努めます。さらに、障がい者を狙った犯罪を防ぐなど地域の防犯体制の強化を図ります。

第4節 施策の体系

基本的方向	分野別目標	重点施策	施策の方向
共生社会の実現のために	広報・啓発の充実	広報活動の充実	(1)福祉意識の高揚 (2)施策・制度の周知
		社会教育の推進	(1)障がい者に対する理解の促進
住み慣れた地域における生活のために	保健・医療の充実	保健事業の充実	(1)母子保健事業の推進
			(2)成人保健事業の推進
			(3)メンタルヘルスの推進
		医療サービスの充実	(1)相談体制の推進
			(2)リハビリテーション体制の推進
			(3)医療費公費負担制度の充実
	保健・医療・福祉の連携	(1)包括ケアシステムの推進	
	福祉サービスの充実	在宅福祉サービスの充実	(1)障害者自立支援制度の促進
			(2)在宅支援サービスの充実
			(3)地域生活支援の充実
			(4)難病患者への支援充実
		施設福祉サービスの充実	(1)福祉施設・作業所等の情報提供
			(2)福祉施設の整備・支援
		相談・情報提供の促進	(1)相談支援体制の強化
(2)福祉団体の育成・運営			
(3)意識調査の実施			
(4)在宅福祉サービスの利用援助			

基本的方向	分野別目標	重点施策	施策の方向
自立と社会参加の促進	療育・教育体制の充実	早期教育の充実	(1)早期療育相談・支援体制の充実
			(2)就学支援・相談体制の充実
			(3)障がい児保育の充実
		義務教育の充実	(1)障がい児教育の充実
			(2)発達障がいへの対応強化
			(3)交流教育の機会の充実
	(4)進路指導の充実		
	雇用・就労の促進	職業能力の開発	(1)障害者相談所・職業支援センター等の情報提供
		(2)県障害者技能競技大会への参加促進	
	雇用・就労の拡大と定着		(1)障がい者雇用促進体制の整備
			(2)法定雇用率の向上促進
	スポーツ・文化活動等社会活動の促進	スポーツ活動の充実	(1)スポーツ活動の場の提供
(2)障がい者スポーツ大会への参加促進支援			
文化活動への参加促進		(1)文化活動の振興と参加機会の拡大	
		(2)障がい者団体等への文化活動の支援	
安心して暮らせるまちづくりのために	生活環境の整備	やさしいまちづくりの推進	(1)障がい者・高齢者に配慮したまちづくりの推進
			(2)住宅改造等の相談体制の充実
			(3)公共施設におけるユニバーサルデザインの推進
		移動・交通安全対策の推進	(1)歩道・駐車場の整備、段差の解消、音響式信号機の整備
			(2)交通弱者救済事業の充実
		防災対策の推進	(1)障がい者に配慮した災害情報の提供
			(2)防災意識の普及及び災害時の支援体制の整備
		防犯対策の推進	(1)交通安全対策事業の推進
			(2)防犯体制の整備



第4章 施策の展開

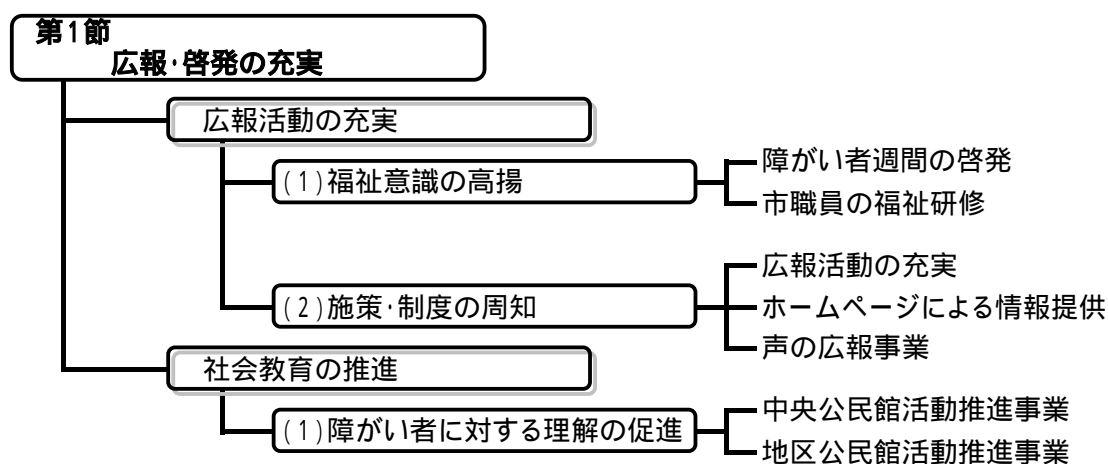
第1節 広報・啓発の充実

市民一人ひとりが尊重されるユニバーサル社会の実現には、自由な生活を妨げる物理的な障害にとどまらず、偏見や差別意識、慣習面のバリアをなくし、すべての人が家庭や地域で共に生き、暮らすことのできるノーマライゼーションの理念を実現していく必要があります。そのためには、人権擁護、人権啓発を推進し、市民一人ひとりの理解と自覚を求めていかなければなりません。

市では、公民館において人権や障がいについての講座開催などにより市民ぐるみで啓発活動に取り組んでいます。しかし、アンケート調査では、障がいに対する一般の理解について、「かなり進んできたがまだ不十分」や「全く理解されていない」とする回答が合計で半数以上という結果となり、浸透しきれていないことがうかがえます。

今後も、さまざまな情報の提供・共有に努め、障がい者がいっそう社会福祉制度を円滑に利用できるようにするとともに、多角的・効果的な広報・啓発活動を展開し、幅広い市民の参加を得ながら、人権の視点に立ったまちづくりを推進していく必要があります。

【施策の体系】



広報活動の充実

(1) 福祉意識の高揚

事業名: 障がい者週間の啓発	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-	-	-
	主担当課	福祉課			
12月3日から12月9日までの「障害者週間」に山梨県の企画する各種行事に 参画し、すべての市民に障がい者に対する正しい理解と認識を求めるとともに、 障がい者問題の理解促進を図ります。					

事業名: 市職員の福祉研修	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-	-	-
	主担当課	政策秘書課			
すべての市職員が障がい及び障がい者に対して理解と認識を深めるよう、職員 研修等を開催します。					

(2) 施策・制度の周知

事業名: 広報活動の充実	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課・保健課			
広報紙やパンフレット等を活用し、障がい者やその関係者に障害者福祉制度、 保健・医療・福祉サービスの情報提供を図ります。					

事業名: ホームページによる 情報提供	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
ホームページを利用して、障がい者施策や福祉制度の周知を行います。					

事業名: 声の広報事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
視覚障がい者に対し、市広報及び市議会だよりを録音して、対象者に配布しま す。					

社会教育の推進

(1) 障がい者に対する理解の促進

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
中央公民館活動推進事業					
	主担当課	教育課・福祉課・建設課			
障がいや障がい者に関する専門性・広域性の高い講座の開設を図るとともに、障がい者の参加も得られるよう学習機会の提供とバリアフリーに向けた施設等の環境整備に努めます。					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
地区公民館活動推進事業					
	主担当課	教育課・福祉課・建設課			
地区公民館等におけるサークル活動など、地区の自主的な学習活動を支援します。また、障がい者が参加しやすい学習内容の充実とバリアフリーに向けた施設等の環境整備に努めます。					

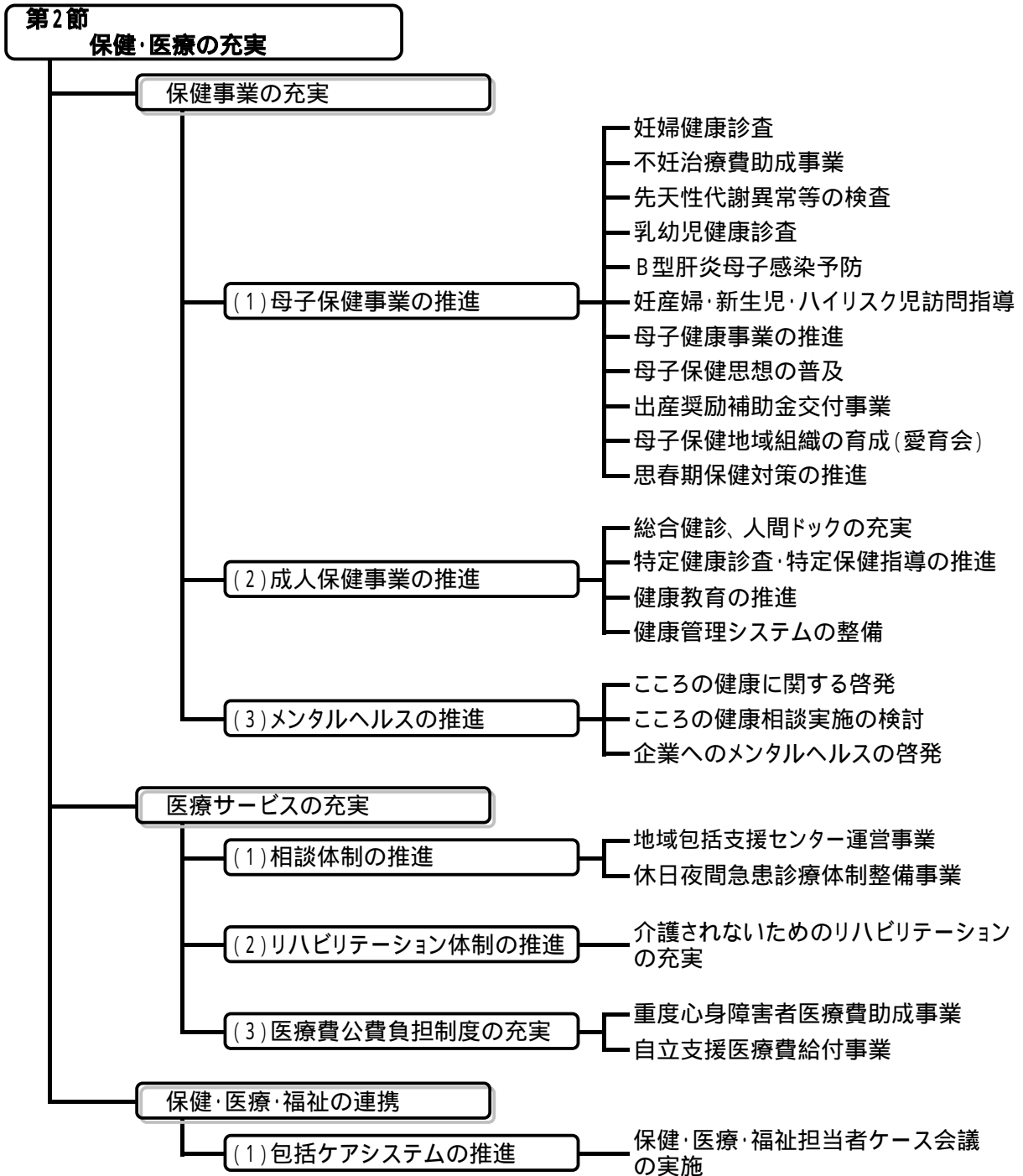
第2節 保健・医療の充実

障がいを早期に発見し、早期に適切な治療につなげるためには、健康診査の受診を促す必要があります。また、健康診査受診後の対応として、保健・医療と福祉、教育などの関係機関との連携を図ることにより、包括的な支援に取り組むことが重要です。

障がいのある方に対しては、負担を少しでも軽減するために、障がいの程度に応じた適切な訓練を受けることが必要です。疾病や事故による後遺症、さらに今後特に深刻な課題となる高齢化の進行により、身体機能が低下する方の人数が増加することが考えられるため、日常生活の自立を助けることを目的としたリハビリテーションを充実させることが必要です。また、アンケート調査では、身体障がいを受けた原因として、半数以上が「疾病」と回答しており、この中には発症予防が可能な疾病も含まれていることが大いに考えられ、疾病予防に向けた健康教育や健康指導も充実させることが必要です。

また、近年ではストレス社会の影響を受け、自殺者が年間3万人を超過し、「うつ」の問題も深刻化するなど、こころの健康を維持することも重要な問題となっています。そのため、身体健康づくりとともに、こころの健康づくりに取り組むことが求められています。

【施策の体系】



保健事業の充実

(1) 母子保健事業の推進

事業名: 妊婦健康診査 (妊婦一般健康診査受診票の交付)	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-	-	-
	主担当課	保健課			
<p>妊婦に母子健康手帳の交付と 14 回分の妊婦一般健康診査受診票を交付し、妊婦の健康管理を行うことにより、妊娠高血圧症候群や流・早死産の予防及び障がいの発症予防を図ります。</p>					

事業名: 不妊治療費助成事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-	-	-
	主担当課	保健課			
<p>不妊相談、不妊治療についての県の相談事業や、不妊治療費助成事業の周知及び市内や近隣市町村の医療機関の状況把握と情報提供に努めます。</p>					

事業名: 先天性代謝異常等の検査	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
			-	-	-
	主担当課	保健課			
<p>放置すると心身や知能に障がいをもたらす先天性代謝異常等を早期に発見し、早期治療に対応するため、新生児の血液検査を行います。(出産医療機関)</p>					

事業名: 乳幼児健康診査	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
			-	-	-
	主担当課	保健課			
<p>乳幼児の成長段階に応じて健康診査を実施し、適切な保健指導を行うことで、乳幼児の健やかな成長・発達を促進します。</p>					

事業名: B型肝炎母子感染予防 (妊婦一般健康診査受診票の交付)	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
			-	-	-
	主担当課	保健課			
<p>肝硬変や肝臓がんの原因疾患となるB型肝炎は、母親から新生児へと感染する母子感染が最大の問題です。このため、全妊婦を対象に検査を行い、感染を予防します。(医療機関)</p>					

事業名： 妊産婦・新生児・ ハイリスク児訪問指導	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
			-	-	-
	主担当課	保健課			
妊産婦及び新生児に対し、保健師等が家庭訪問し、日常生活上・育児上必要な保健指導を行い、異常の早期発見・早期治療等を促進します。					

事業名： 母子健康事業の推進	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
			-	-	-
	主担当課	保健課			
集団指導や個別相談事業を通し、母子の健康を取り巻く環境の変化に即して、地域住民の生活に密着した母子健康事業を推進します。					

事業名： 母子保健思想の普及	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
			-	-	-
	主担当課	保健課			
健やかな赤ちゃんを産み育てるために、母子保育の推進、妊娠中の禁煙指導、乳幼児突然死症候群(SIDS)予防、乳幼児の事故防止等、保健知識の普及を図ります。					

事業名： 出産奨励補助金交付事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-	-	-
	主担当課	福祉課			
新生児の誕生を祝い、健やかな成長を願うとともに、赤ちゃんを生み育てる環境の醸成を図るため、出産祝い金を支給します。(平成22年度まで)					

事業名： 母子保健地域組織の育成 (愛育会)	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	保健課			
すべてのライフステージに応じた保健施策を推進するため、地域住民の自主的な地区組織活動を育成し、地域の母子保健の向上を図ります。					

事業名： 思春期保健対策の推進	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-		-	-
	主担当課	保健課			
思春期の児童を対象に、生命の尊厳や健康づくりの基盤となる生活習慣病予防に関する教育などを、関係機関との連携を図りながら、推進します。					

(2) 成人保健事業の推進

事業名: 総合健診、人間ドックの 充実	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-		
	主担当課	保健課・市立病院			
健診対象年齢の引き下げ、健診内容・健診体制の充実による健診受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療の推進と、健康意識啓発を促進します。					

事業名: 特定健康診査・特定保健 指導の推進	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-		
	主担当課	保健課			
心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病が起因となる重大な疾患を予防するため、特定健康診査の実施充実に努めるとともに、専門職（保健師、管理栄養士）の介入が必要な対象者に特定保健指導を実施します。					

事業名: 健康教育の推進	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-		
	主担当課	保健課			
生活習慣病予防教室、各種健康教室などの開催による健康教育を推進し、健康に対する自己健康管理の啓発を促進します。					

事業名: 健康管理システムの整備 (健康管理システム保守)	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-	-	-
	主担当課	保健課			
保健事業の充実を図るため、一貫した健康管理システムを整備します。					

(3) メンタルヘルスの推進

事業名: こころの健康に関する 啓発	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-		
	主担当課	保健課			
うつ等の精神病、精神障がいや自殺を予防するため、メンタルヘルスに関する啓発を促進します。					

事業名: こころの健康相談実施の 検討	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-		
	主担当課	保健課			
こころの健康に関する相談に対応するため、相談員の専門性の向上を図るとともに、医療機関等専門機関との連携を図ることで、電話相談や窓口で対応できる体制づくりに努めます。					

事業名: 企業へのメンタルヘルス の啓発	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-	-	-
	主担当課	保健課・商工観光課			
市内にある企業に対して、メンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスなどの考え方の啓発を推進し、従業員のこころの健康や適切な労働環境の確保を促します。					

医療サービスの充実

(1) 相談体制の推進

事業名: 地域包括支援センター 運営事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-	-	
	主担当課	保健課			
在宅介護に関する総合的な相談に応じ、必要な保健福祉サービスの紹介等を行っている地域包括支援センターについて、休日及び夜間も運営を行い、いつでも相談に対応し、介助者の負担軽減に努めます。					

事業名: 休日夜間急患診療体制 整備事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	市立病院			
峡北圏域内医療関係機関と連携し、輪番制による救急医療指定病院としての業務を維持します。					

(2) リハビリテーション体制の推進

事業名: 介護されないためのリハ ビリテーションの充実	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	保健課			
脳卒中や事故等の後遺症等により心身の機能が低下している高次脳機能障がいのある方などに対して、日常生活の自立を促進・援助するため、医療機関と連携を図り、リハビリテーション(機能訓練)体制の充実に努めます。					

(3) 医療費公費負担制度の充実

事業名: 重度心身障害者医療費 助成事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課・保健課			
精神又は身体に重度の障がい有する方、又は児童が医療を受けた場合の自己負担の一部を助成します。					

事業名: 自立支援医療費給付事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課・保健課			
育成のために必要な医療、更生のために必要な医療や精神疾患の治療に必要な医療を受けた方に対して、かかった医療費の一部を助成します。					

保健・医療・福祉の連携

(1) 包括ケアシステムの推進

事業名: 保健・医療・福祉担当者 ケース会議の実施	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	-	-	-	-
主担当課		保健課・市立病院・福祉課			
障がい者対策は、さまざまな分野が連携し協力することで、障がい者本位のサービス体制を整備することが重要です。援護を必要とする障がい者、高齢者等、利用者の立場に立った、保健・医療・福祉の三位一体の包括ケアシステムを構築するため、各セクションに関わる情報提供等を行いながら、連携を密に施策の整備、方向性など体制づくりを推進します。					

第3節 福祉サービスの充実

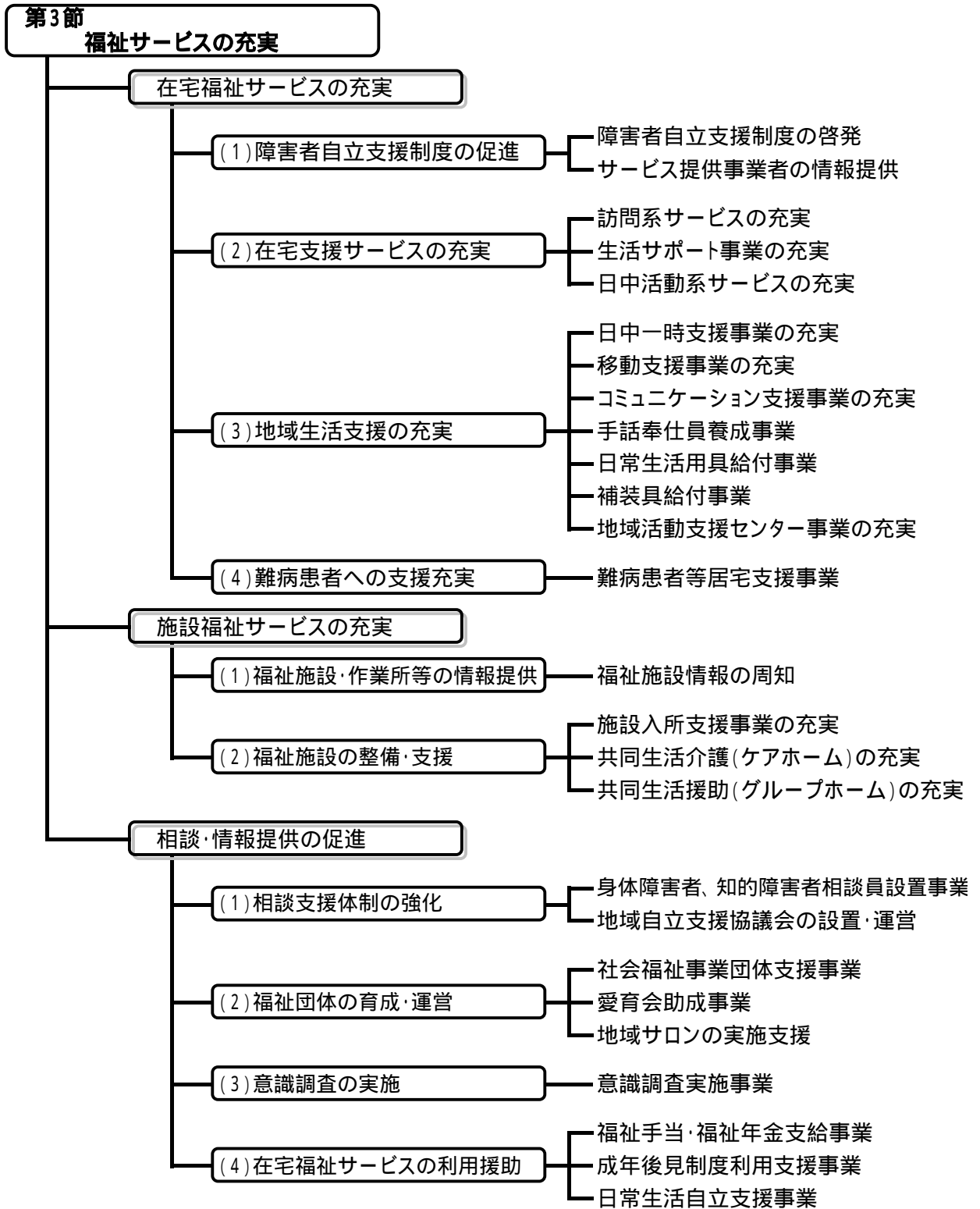
障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいの状態に応じた各種福祉サービスを実施する必要があります。サービス提供の仕組みについて、平成18年からは障害者自立支援法に基づく福祉サービスが提供されることとなり、障がい種別に提供されていたサービスが3障がい統一されて提供されることとなりました。

障がいの重度化や多様化、高齢化などにより、今後も福祉サービスのニーズは一層高まることが考えられるため、福祉サービスの制度や利用方法、事業者の情報などについて周知を図るとともに、サービス提供を行う人材の育成や基盤の整備などを通して、障がい者のニーズに見合うサービスの量・質を確保する必要があります。

アンケート調査では、今後の生活場所として、「自宅」を希望する割合が最も多くなっていますが、知的障がいや精神障がいのある方の一部では、施設等の共同で生活を送れる場を希望しており、在宅での生活が困難な障がい者が安心して地域に住み続けられるよう、施設サービスを充実させることも必要です。

また、これら福祉サービスを円滑に利用し、生活全般にわたる不安を解消するために、相談や情報提供の体制を充実させることが必要です。さらに、障がい者やその家族がより気軽に、身近な場所で相談できるよう、地域の中に集まる場を設けて、日頃から情報交換をしたり、地域の自主的な活動が行われる環境づくりを支援していくことが重要と考えます。

【施策の体系】



在宅福祉サービスの充実

(1) 障害者自立支援制度の促進

事業名： 障害者自立支援制度の 啓発	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
障害者自立支援制度をさらに知ってもらうために、市ホームページや広報紙をはじめ各種情報媒体を使い、認知度を高めるよう努めます。					

事業名： サービス提供事業者の 情報提供	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
障害者自立支援制度のサービスの質的向上を目指すために、サービス提供事業者との連携を密にするとともに、より良いサービスを確保・拡大するために、事業者に事業所の概要やサービス内容の紹介を促します。また、市民に対して、提示された情報の提供を図ります。					

(2) 在宅支援サービスの充実

事業名： 訪問系サービスの充実	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	-	-		
障がい者が住み慣れた自宅で生活し続けられるよう、障害者自立支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援事業の充実を支援します。					

事業名： 生活サポート事業の充実	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	-			
障害者自立支援法によるサービスを受けられない障がい者に対して、一定期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事援助を行い、自立した生活の支援を図ります。					

事業名： 日中活動系サービスの 充実	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	-			
障がい者が自宅において、自立して生活していくことができるよう、障害者自立支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所や療養介護の各種事業の促進を図ります。					

(3) 地域生活支援の充実

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
日中一時支援事業の充実					
	主担当課	福祉課			
<p>障がい者の家族の一時的な負担軽減を図るため、日中に障がい者が活動できる施設など、場の確保の充実を図ります。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
移動支援事業の充実					
	主担当課	福祉課			
<p>移動が困難な障がい者の外出などの支援を行い、地域での自立支援や社会参加の促進を図ります。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
コミュニケーション支援事業の充実		-			
	主担当課	福祉課			
<p>聴覚障がいや音声・言語機能障がい等のために意思疎通に支障がある障がい者に対して、手話通訳者の派遣を県と連携して実施します。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
手話奉仕員養成事業		-	-	-	-
	主担当課	福祉課			
<p>在宅の聴覚、音声言語機能障がい者が外出時に意思の伝達ができるように、手話奉仕員や、手話が理解できる職員、市民の育成を支援し、障がい者の日常生活上のコミュニケーションの援助の充実を図ります。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
日常生活用具給付事業					
	主担当課	福祉課			
<p>身体障がい者等の日常生活を容易にするため、介護・訓練支援用具、自立支援生活用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具等、日常生活用具の給付を促進します。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
補装具給付事業					
	主担当課	福祉課			
<p>身体障がい者等の失われた部位や障がいのある部分を補うため、肢体不自由者用の車椅子や義足、聴覚障がい者用の補聴器、視覚障がい者用の白杖等の補装具を交付、及び修理し、就労及び日常生活の便宜を図ります。</p>					

事業名： 地域活動支援センター 事業の充実	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-		
	主担当課	福祉課			
障がい者に、創作的活動や生産活動の場を提供するとともに、社会との交流の機会を供与する、地域生活支援の促進を図ります。					

(4) 難病患者への支援充実

事業名： 難病患者等居宅支援事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
難病患者の居宅における療養生活支援や介助家族の負担軽減を図るため、短期入所や日常生活用具の給付を行います。					

施設福祉サービスの充実

(1) 福祉施設・作業所等の情報提供

事業名： 福祉施設情報の周知	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
障がいの内容・程度等により在宅での生活が困難な重度の障がい者が、施設での援護のもとで自立と社会参加ができるよう、さまざまな障がい者施設の各種情報の認知度を、パンフレット、広報紙の配布やホームページ等の情報媒体を利用して高めるよう努めます。					

(2) 福祉施設の整備・支援

事業名: 施設入所支援事業の充実	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-		
	主担当課	福祉課			
<p>夜間に介護が必要な障がい者や施設への通所が困難な障がい者などを対象に、日常生活上のサービスを提供する施設への入所支援に努めます。</p>					

事業名: 共同生活介護 (ケアホーム)の充実	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-		
	主担当課	福祉課			
<p>主に、介護を必要とする知的障がい者や精神障がい者を対象に、地域における共同生活の場を提供し、日常生活を支援するサービスの促進を図ります。</p>					

事業名: 共同生活援助 (グループホーム)の充実	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-		
	主担当課	福祉課			
<p>日常生活に支障がある障がい者が、地域において共同生活することにより、日常生活を支援するサービスの促進を図ります。</p>					

相談・情報提供の促進

(1) 相談支援体制の強化

事業名: 身体障害者、知的障害者 相談員設置事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
<p>心身障がい者及びその家族の相談に応じて、必要な指導・助言を行う身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動を県と連携して支援し、活動の充実に努めます。</p>					

事業名: 地域自立支援協議会の 設置・運営	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-	-	-
	主担当課	福祉課			
<p>障がい者の日常生活の自立支援や相談支援の機能強化を図るため、福祉・医療・教育・労働等障がい者の自立支援に関連のある機関の代表等や、障がい者本人・家族で構成する、地域自立支援協議会を峡北地域で合同設置・運営します。</p>					

(2) 福祉団体の育成・運営

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
社会福祉事業団体支援事業		-	-	-	-
	主担当課	福祉課			
<p>各種団体の活動を一層強化・充実するため、情報提供や団体間の交流機会づくりなどの支援を継続します。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
愛育会助成事業		-	-	-	-
	主担当課	保健課			
<p>地域住民の自主組織である愛育会が行っているさまざまな活動に対して、支援を継続します。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
地域サロンの実施支援					
	主担当課	福祉課			
<p>同じ障がいを持っている方や同じ悩みを抱えている方同士が集まり、お互いに相談し合ったり、情報交換・情報共有することができるよう、地域の中において、サロンなどの市民が集まれる場の構築に努めます。</p>					

(3) 意識調査の実施

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
意識調査実施事業					
	主担当課	福祉課			
<p>今後、障がい者の制度改正が行われることが考えられることから、計画の見直し時期など必要に応じて、障がい者の意識調査を行います。</p>					

(4) 在宅福祉サービスの利用援助

事業名: 福祉手当・福祉年金支給事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
<p>障がい者の生活を保障し、経済的自立を促進するため、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童福祉手当等を支給しています。これらの各種手当や年金制度について、身体障害者手帳・療育手帳等を交付する時や広報等により周知を図ります。</p>					

事業名: 成年後見制度利用支援事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	保健課・福祉課			
<p>財産管理や福祉サービス利用、施設への入所の契約時など、障がい者の人権が守られるよう、成年後見制度の利用を促進します。</p>					

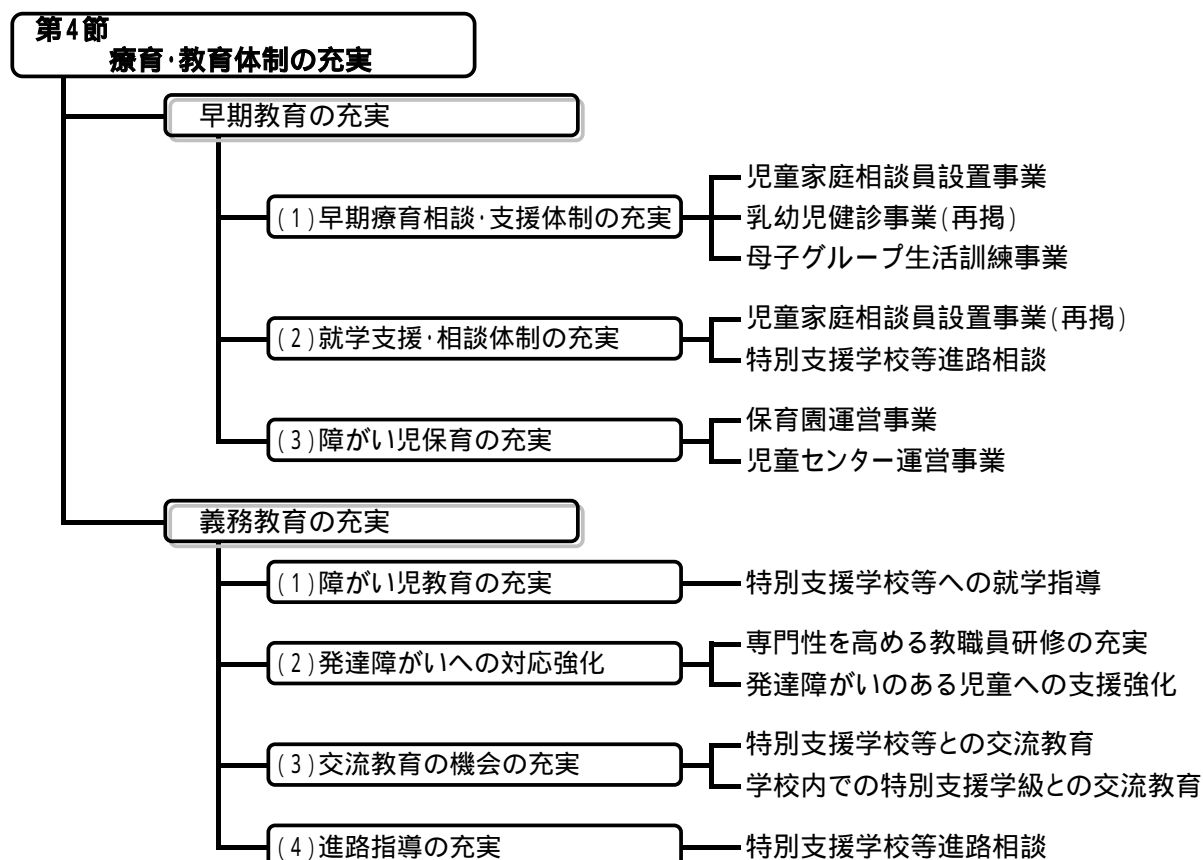
事業名: 日常生活自立支援事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
<p>知的障がい者や精神障がい者などが、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援などを行う日常生活自立支援事業の利用を促進します。</p>					

第4節 療育・教育体制の充実

教育を受けることは、すべての児童生徒にとって権利であり、本人の主体性や自主性を尊重したものである必要があります。このため、障がいの程度や種類などに応じて特別な場で指導を行う教育から、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う特別支援教育への転換・充実が必要であり、こうした教育を専門機関などと連携しながらきめ細やかに行っていく体制づくりも必要です。また、近年増加傾向にあるといわれている発達障がいのある児童にも適切に対応していくため、教職員の特別支援教育等に対する研究や研修に一層取り組んでいく必要があります。

さらに、就学相談のあり方をはじめ、共に生きる態度を培う教育のあり方、就労や進路指導のあり方について、さらに充実させていくことが求められます。

【施策の体系】



早期教育の充実

(1) 早期療育相談・支援体制の充実

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
児童家庭相談員設置事業				-	-
	主担当課	福祉課			
<p>未熟児をはじめ、発達相談や、乳幼児における心身障害の早期発見及び障がい児の就学前の教育については、家庭が果たす役割が大きいことから、保護者等関係者に対して助言・指導等を行う相談体制を強化します。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
乳幼児健診事業(再掲)			-	-	-
	主担当課	保健課			
<p>疾病の早期発見、健康の保持増進、育児支援を目的に、乳幼児の成長段階に応じて健康診査を実施し、適切な指導及び措置を行います。体づくりの土台となる生活習慣の獲得に向けて保健指導の強化を図るとともに、スキンシップやかかわり遊びを通して、母と子のきずなづくりを支援します。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
母子グループ生活訓練事業				-	-
	主担当課	福祉課			
<p>在宅障がい児と母親を対象として、療育技術の指導、ふれあいを図り、障がい児の自立更生と社会活動能力の向上を目指すとともに、対象者の拡充を図ります。</p>					

(2) 就学支援・相談体制の充実

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
児童家庭相談員設置事業(再掲)				-	-
	主担当課	福祉課			
<p>就学相談支援、生活相談、教育相談を適切に行うため、教育課、小中学校等と連携を図り、適切な就学相談及び各種相談に応じる児童家庭相談員の設置を図ります。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
特別支援学校等進路相談				-	-
	主担当課	教育課・福祉課			
<p>障がい児の個々の障がいの程度・能力・適性等に応じて、特別支援学校や特別支援学級等の進路選択ができるよう、教育・福祉の分野と連携をとりながら、進路相談の充実に努めます。</p>					

(3) 障がい児保育の充実

事業名: 保育園運営事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
			-	-	-
	主担当課	福祉課			
<p>幼児期の豊かな心身の発達を助長するため、心身に障がいのある就学前の児童の市立保育園への受け入れと、母子通園等による日常生活訓練や、保護者への指導・援助を行います。</p>					

事業名: 児童センター運営事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
				-	-
	主担当課	福祉課			
<p>心身に障がいのある児童に対して、身近の地域にある児童センターの有効利用を図るとともに、保護者への指導・援助を行います。</p>					

義務教育の充実

(1) 障がい児教育の充実

事業名: 特別支援学校等への就学指導	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
				-	-
	主担当課	教育課			
<p>障がいのある児童生徒が、心身の障がいに基づく種々の困難を克服するために必要な知識・技能及び習慣を養い、社会参加と自立ができるよう、特別支援学校等への就学の指導を推進します。</p> <p>また、児童生徒の能力や可能性を最大限に引き伸ばすため、一人ひとりの障がいの状態・発達段階及び特性に応じた、きめ細かな指導に努めます。</p>					

(2) 発達障がいへの対応強化

事業名: 専門性を高める教職員研修の充実	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-	-	-	-
	主担当課	教育課			
<p>これまで特別支援教育の対象とされてこなかった高機能自閉症、ADHD(注意欠陥多動性障害)やLD(学習障害)などの発達障がいのある児童・生徒に対応できるよう、教職員に対し専門知識や指導力向上のための研修参加の充実を図ります。</p>					

事業名： 発達障がいのある児童への支援強化	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-		-	-
	主担当課	教育課			
<p>発達障がいのある児童が、個々の状態や能力に応じた適切な支援を受けられるよう、通常学級や特別支援教育での指導充実に努めるとともに、県や近隣自治体の専門機関と連携し、必要な教育を受けられる支援の強化を図ります。</p>					

(3) 交流教育の機会の充実

事業名： 特別支援学校等との交流教育	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-		-	-
	主担当課	教育課			
<p>障がいのある児童生徒の社会性・自立心の育成と、障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、特別支援学校等と小中学校との交流の機会を拡充します。</p>					

事業名： 学校内での特別支援学級との交流教育	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-		-	-
	主担当課	教育課			
<p>障がいのある児童生徒の社会性・自立心の育成と、障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、特別支援学級と通常学級との交流の機会を拡充するとともに、学校教育全体を通して、障がい児教育の充実を図ります。</p>					

(4) 進路指導の充実

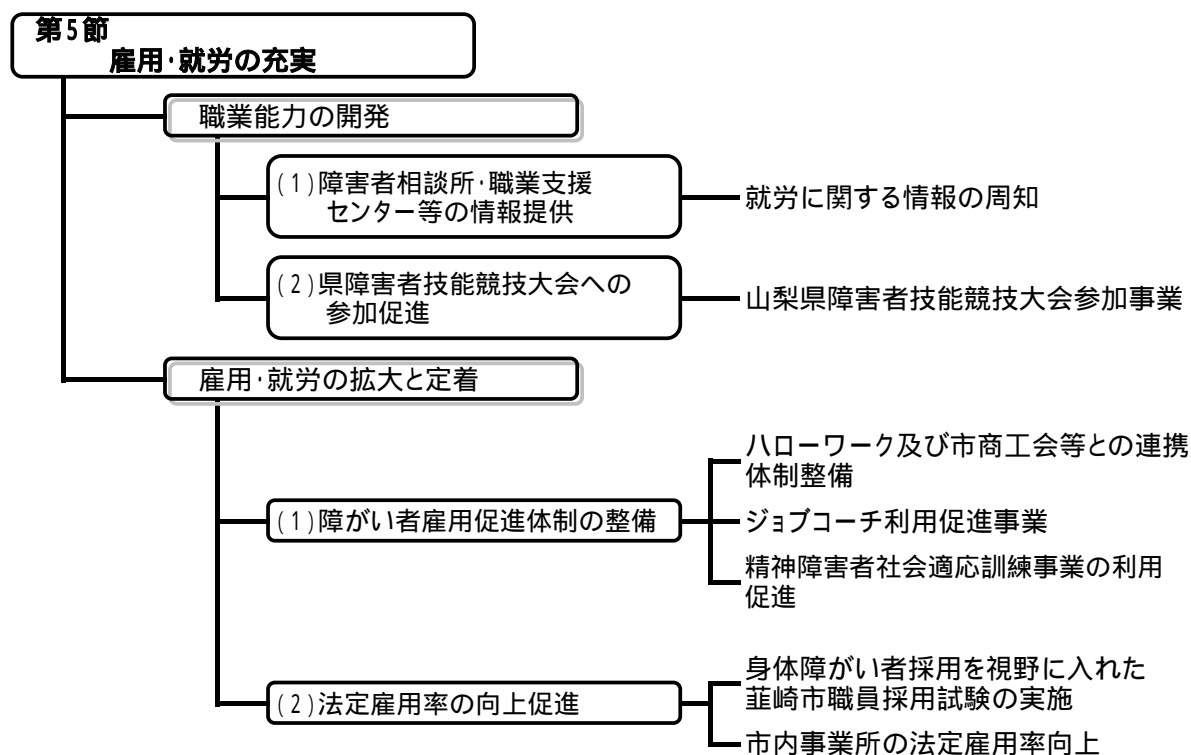
事業名： 特別支援学校等進路相談	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
		-		-	-
	主担当課	教育課			
<p>障がい児の個々の障がいの程度・能力・適性に応じて、特別支援学校等の多様な進路選択ができるよう、労働・福祉・教育の分野と連携をとりながら、進路相談の充実に努めます。</p>					

第5節 雇用・就労の促進

わが国の景気が後退局面にあるといわれている中、障がい者の雇用情勢は一層厳しい状況になり、アンケート調査でも就労している障がい者の割合は半数以下の割合となっています。また、将来に対する不安でも就職や経済的な問題に対して回答が多くなるなど、就労の問題は深刻であることがうかがえます。

そのため、ハローワーク等の関係機関と連携しながら情報提供や就労に関する相談の機会の充実を図るとともに、事業所に対して法定雇用率等の制度の周知を進めながら障がい者雇用への理解を求め、就労の場の拡大に努める必要があります。また、継続した就労を支援するために、ジョブコーチ等の制度を活用するなど、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

【施策の体系】



職業能力の開発

(1) 障害者相談所・職業支援センター等の情報提供

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
就労に関する情報の周知		-			-
	主担当課	福祉課			
<p>障がい者の雇用安定と就労機会の拡大のためには、就職前の職業準備訓練から職業紹介及び就職後の職業適応までの一貫した支援が必要です。障がい者の雇用促進のため、障害者相談所・職業支援センター等の情報を、パンフレット等を配布するとともに、広報・ホームページ等や地域自立支援協議会を活用して周知に努めます。</p>					

(2) 県障害者技能競技大会への参加促進

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
山梨県障害者技能競技大会参加事業		-	-		-
	主担当課	福祉課			
<p>県の発信する山梨県障害者技能競技大会への参加を支援し、職業能力の開発促進や技能労働者として、社会に参加する自信と誇りと意欲を高めます。</p>					

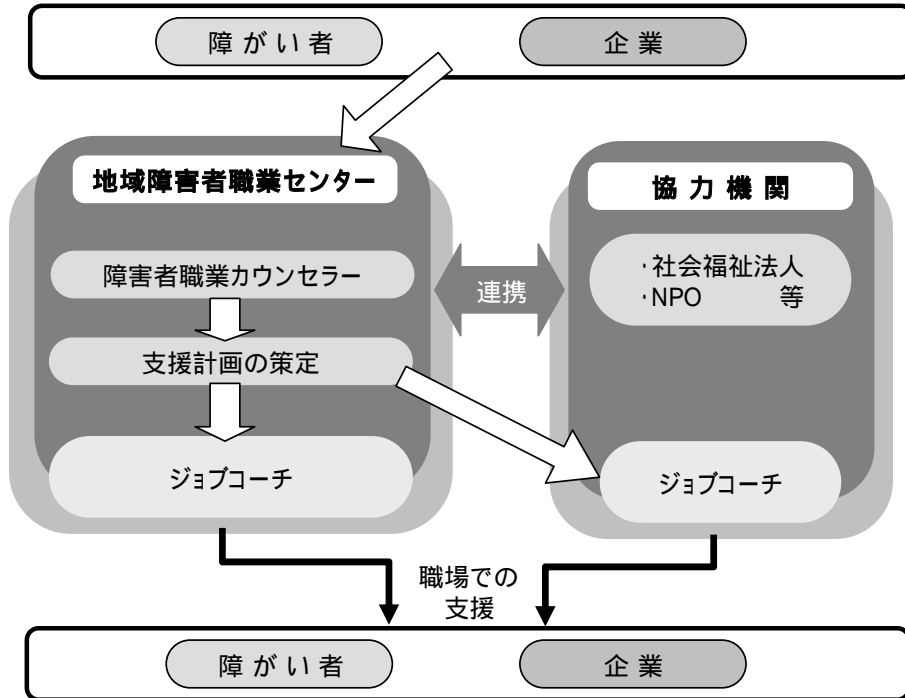
雇用・就労の拡大と定着

(1) 障がい者雇用促進体制の整備

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
ハローワーク及び市商工会等との連携体制整備		-	-	-	-
	主担当課	福祉課			
<p>地域自立支援協議会において、ハローワーク及び韮崎市商工会等と教育・福祉分野との連携体制の整備を図る中、障がい者の就労機会の拡大と雇用安定を支援します。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
ジョブコーチ利用促進事業		-	-		-
	主担当課	福祉課			
<p>障がい者が、一般企業に就職した際に、定着して働き続けることができるよう、県のジョブコーチ(職場適応援助者)制度の利用を促進します。</p>					

ジョブコーチによる支援の流れ(資料：新やまなし障害者プラン)



事業名： 精神障害者社会適応訓練 事業の利用促進	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	-	-		-
福祉課					
治療中の精神障がい者の社会復帰を支援するため、県の精神障害者社会適応訓練(職親制度)の利用を促進します。					

(2) 法定雇用率の向上促進

事業名： 身体障がい者採用を視野 に入れた韮崎市職員採用 試験の実施	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	-	-		-
政策秘書課					
身体障がい者の採用を視野に入れた、韮崎市職員への採用選考試験を実施し、身体障がい者の雇用を促進します。					

事業名： 市内事業所の法定雇用率 向上	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	-	-	-	-
商工観光課					
障がい者の社会的自立を支援するため、市内の法定雇用率未達成の企業等に対しては、障がい者の雇用に対する理解を求めながら、協力を要請していきます。					

第6節 スポーツ・文化活動等社会活動の促進

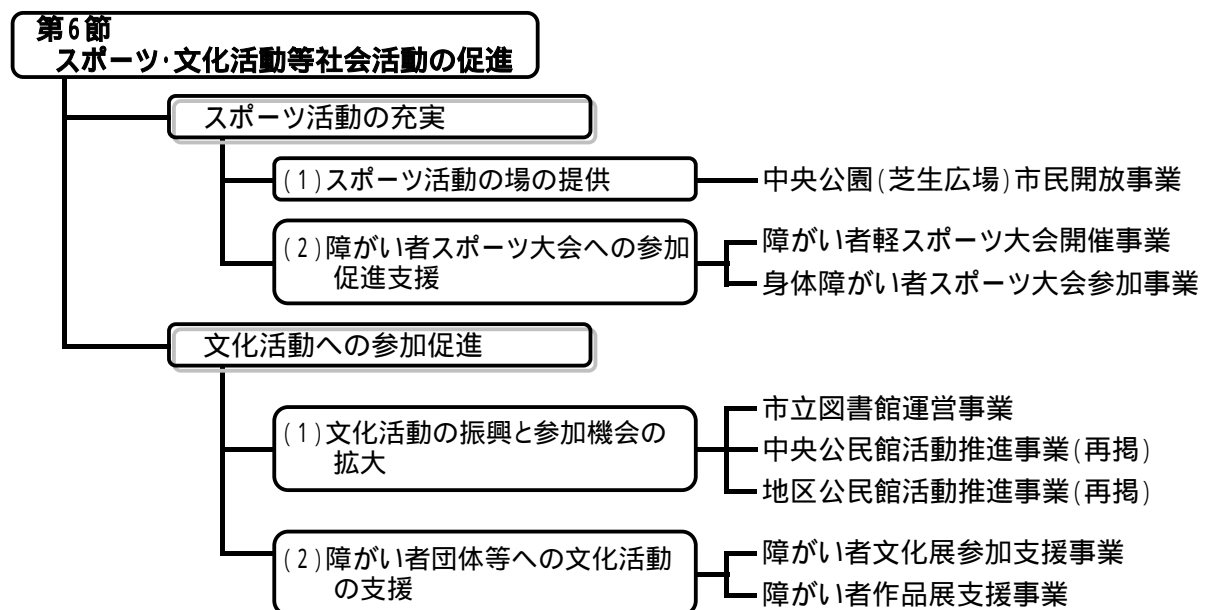
体力や年齢、興味などに応じて、誰もが、いつでも、どこでも、文化・スポーツに参加できる社会を形成することは、生活の質を向上するうえでも重要な課題です。

市では、障がい者が気軽に参加できるスポーツ大会を開催していますが、中央公園の市民開放で障がい者の利用が少ないといった課題があります。

また、文化面においては、障がい者の方が利用できる公共施設に整備されていない箇所があるなど改善が求められています。

今後は、各種施設の整備・改善を進め、利用者にとってさらに使いやすい環境を創出していくとともに、地域で開催される文化・スポーツ活動やレクリエーションなどの行事をさまざまな形で支援し、活性化させることで、障がい者が積極的に参加でき、障がいのある人とない人が互いに交流を図れる機会を充実させていくことが必要です。

【施策の体系】



スポーツ活動の充実

(1) スポーツ活動の場の提供

事業名: 中央公園(芝生広場)市民 開放事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	教育課			
障がい者やその家族が、楽しんでスポーツやレクリエーションに参加できるよう、規定した日に中央公園の芝生広場を市民に開放します。					

(2) 障がい者スポーツ大会への参加促進支援

事業名: 障がい者軽スポーツ大会 開催事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
障がい者グラウンドゴルフ大会を充実するとともに、継続して開催します。また、福祉日記念まつりを充実するとともに、継続して開催します。					

事業名: 身体障がい者スポーツ 大会参加事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
各種身体障がい者スポーツ大会への参加を促進するとともに、支援体制の強化を図ります。					

文化活動への参加促進

(1) 文化活動の振興と参加機会の拡大

事業名: 市立図書館運営事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	教育課			
既存図書館は障がい者対応が充分でないため、新図書館建設に向けてはユニバーサルデザインを取り入れた施設環境の整備などとともに、点字図書・大活字本等の蔵書を図っていきます。					

事業名： 中央公民館活動推進事業 (再掲)	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	教育課			
市民の文化活動は、韮崎市文化協会をはじめ各種サークル等により、市民会館・中央公民館等を中心に行われています。今後もさらに、文化活動の振興を図るとともに、障がい者の積極的な参加を支援します。					

事業名： 地区公民館活動推進事業 (再掲)	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	教育課			
地区公民館等におけるサークル活動など、地区の自主的な文化活動の振興を図るとともに、障がい者への情報提供及び参加を支援します。					

(2) 障がい者団体等への文化活動の支援

事業名： 障がい者文化展参加支援 事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
山梨県障害者文化展への参加者を各種福祉団体に呼びかけ、出品の支援と増加に努めます。					

事業名： 障がい者作品展支援事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	商工観光課			
障がい者の自主的な芸術・文化活動を支援するため、発表の機会と場を提供し、創作意欲の向上と交流の機会の拡充に寄与します。					

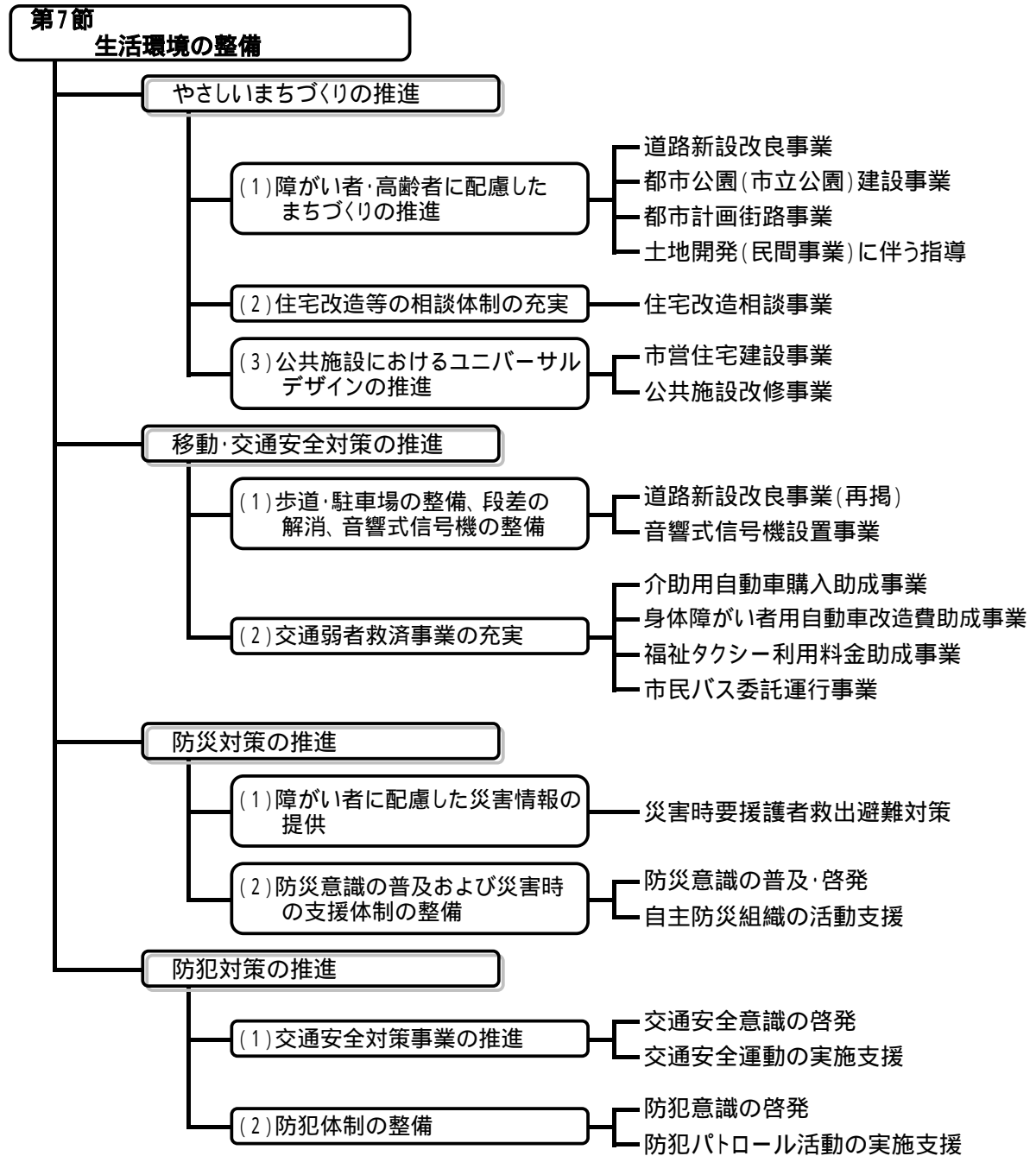
第7節 生活環境の整備

公共施設をはじめとする建築物、道路等における物理的な障害を除去して、外出の妨げとなる要因を軽減することは、障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための基礎的な条件です。しかし、そうした取り組みは障がい者のために特別行うものではなく、誰もが利用しやすいように配慮されている「ユニバーサルデザイン」の考え方で取り組むことが大切となります。そのため、すべての市民にとって、安心と安全を実感してもらえるやさしいまちづくりに取り組むことが求められています。

また、障がい者が住み慣れた地域で生活を営めるようにするには、交通安全に配慮した移動しやすい環境を形成するほか、移動支援策の充実や公共交通機関をはじめとする移動手段の確保に努めていく必要があります。

障がい者が安心して地域での生活を送るためには、防犯対策や防災体制が適切に整備されていることが重要であり、特に、災害情報などの情報伝達や、災害発生時における迅速な避難誘導が適切に行われるような措置を講ずることが重要です。さらに、障がい者や高齢者などの災害時要援護者への支援体制の構築が必要です。そのため、自主防災組織を中心とした、地域における日頃からの助け合いの意識を醸成することが重要です。

【施策の体系】



やさしいまちづくりの推進

(1) 障がい者・高齢者に配慮したまちづくりの推進

事業名: 道路新設改良事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	建設課			
<p>誰もが安心して安全に通行できる道路環境の整備を図るため、関係機関と協議を進め、歩道のフラット化や段差解消等を考慮して、道路の新設または改良によるユニバーサルデザイン化を推進します。</p>					

事業名: 都市公園(市立公園)建設事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	建設課			
<p>障がい者も安心して公園の利用が楽しめ、社会参加できるよう、障がい者用トイレや園路の段差解消等、ユニバーサルデザイン化を考慮した都市公園(市立公園)の建設を推進します。</p>					

事業名: 都市計画街路事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	建設課			
<p>障がい者の歩行の安全を確保するため、歩道のフラット化、段差の解消、広幅員の確保、視覚障がい者用ブロック等の整備を行い、快適な日常生活や積極的な社会参加ができるまちづくりを促進します。</p>					

事業名: 土地開発(民間事業)に伴う指導	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	-	-	-	-
<p>民間の土地開発に対し、土地利用関連法規、市開発行為等指導要綱に基づき、障がい者に配慮した土地利用の指導に努めます。</p>					

(2) 住宅改造等の相談体制の充実

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
住宅改造相談事業					
	主担当課	建設課			
<p>障がい者や高齢者が利用しやすい住宅の整備・改修を図るため、福祉部門と建設部門との連携を強化し、一体化した情報が提供できるよう、相談体制の充実に努めます。また、住宅改造の必要がある障がい者が気軽に相談しに来られるよう、相談窓口の周知に努めます。</p>					

(3) 公共施設におけるユニバーサルデザインの推進

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
市営住宅建設事業					
	主担当課	建設課			
<p>市営住宅の建設にあたり、障がい者や高齢者に対応した住宅の整備を推進します。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
公共施設改修事業					
	主担当課	建設課			
<p>公共施設を新設・改修する場合には、車椅子、障がい者用トイレ、スロープ等を設置し、障がい者に配慮した公共施設の整備を推進します。</p>					

移動・交通安全対策の推進

(1) 歩道・駐車場の整備、段差の解消、音響式信号機の整備

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
道路新設改良事業(再掲)					
	主担当課	福祉課			
<p>誰もが安心して安全に通行できる道路環境の整備を図るため、関係機関と協議を進め、歩道のフラット化や段差解消等を考慮して、道路の新設または改良によるユニバーサルデザイン化を推進します。</p>					

事業名： 音響式信号機設置事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	総務課・警察署			
誰もが安心して安全に通行できる道路環境の整備の促進を図るため、関係機関と協議を進め、音響式信号機の設置を推進します。					

(2) 交通弱者救済事業の充実

事業名： 介助用自動車購入助成事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
身体障がい者等が移動に際し必要とする自動車をリフト付きに改造する場合、または既に改造された自動車を購入する場合、その購入費用の一部を助成します。					

事業名： 身体障がい者用自動車改造費助成事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
重度身体障がい者の就労や社会参加の促進を図るため、自動車を取得する場合、その自動車の改造費の一部を助成します。					

事業名： 福祉タクシー利用料金助成事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課			
障がい者の社会参加の促進を図るため、外出の際に利用するタクシー料金の一部を助成します。					

事業名： 市民バス委託運行事業	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	企画財政課			
障がい者の買い物、通院、通学や通勤など、日常生活の移動手段を確保するため、市民バスの運行維持に努めるとともに、デマンドバス等との運行形態の組み合わせによる新交通システムの調査・研究を行い、利便性の向上に努めます。					

防災対策の推進

(1) 障がい者に配慮した災害情報の提供

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
災害時要援護者救出避難対策					
	主担当課	福祉課・総務課			
<p>災害時において、社会福祉施設や自立避難が困難な障がい者の家庭等に対して、情報伝達や避難等の支援を行うため、地域と協働してその体制の整備を図るとともに、災害時要援護者台帳と災害時支援マニュアルを作成します。</p>					

(2) 防災意識の普及および災害時の支援体制の整備

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
防災意識の普及・啓発					
	主担当課	福祉課・総務課			
<p>社会福祉施設、病院等自立避難が困難な人が多く入所している施設及び障がい者の家族等に対して、防災安全・防災対策の普及を図ります。また、防災訓練において、障がい者等災害弱者の安全確保に関する啓発・普及活動を推進します。</p>					

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
自主防災組織の活動支援					
	主担当課	総務課			
<p>災害時、実際に障がい者の避難支援を担うと想定される自主防災組織に対して、防災訓練などの日頃の活動を支援し、災害に強い地域づくりを図ります。</p>					

防犯対策の推進

(1) 交通安全対策事業の推進

事業名:	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
交通安全意識の啓発					
	主担当課	総務課			
<p>障がい者が交通事故の被害者とならないよう、交通安全教室や交通安全運動を実施し、交通安全に対する意識の啓発に努めます。</p>					

事業名： 交通安全運動の実施支援	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	総務課			
<p>地域の中の交通事故の発生を防ぐため、街頭において歩行者等を見守る交通安全運動の実施支援に努めます。</p>					

(2) 防犯体制の整備

事業名： 防犯意識の啓発	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	福祉課・総務課			
<p>防犯に関する情報を点字や音声で提供するとともに、必要に応じて、個々の障がい者や障がい者団体を対象に防犯講座などの意識啓発の場の充実に努めます。</p>					

事業名： 防犯パトロール活動の実施支援	ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
	主担当課	総務課			
<p>市民の防犯パトロール活動の支援の充実に努めるとともに、警察等関連機関との連携を強化し、防犯情報メールを送信するなど、地域の防犯活動のさらなる充実に努めます。</p>					

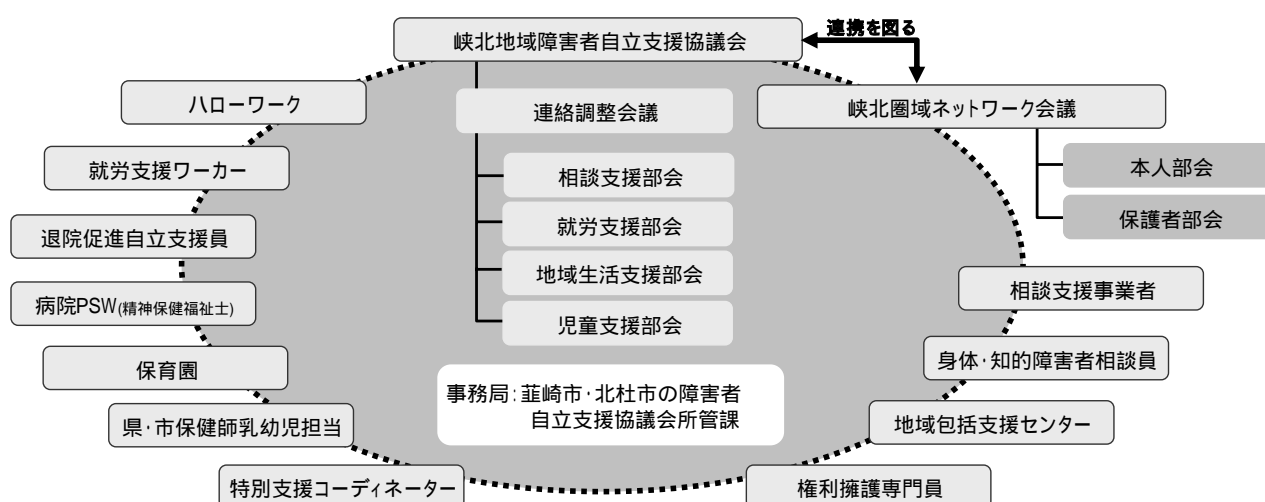
第5章 計画の推進に向けて

第1節 障がい者の生活を支援するネットワークの構築

自立支援協議会による関係機関の連携強化

障がい児、障がい者の生活を生涯に渡って包括的に支援できるよう、福祉関係団体をはじめとして、相談員、教育機関、保育機関、就労支援機関、医療機関、保健機関や当事者等で構成される峡北地域自立支援協議会を開催することで、障がい者に関する関係のある部局・関係団体間の連携を強化し、有機的なつながりの構築を図ります。

峡北地域障害者自立支援協議会の組織イメージ図



民間（市民・企業等）との連携

障がい児・障がい者の生活を支えるには、関係機関による支援だけでなく、市民一人ひとりの日頃からの理解と支援が重要なものとなります。そのため、障がいや障がい者、障がい者に関する施策等の啓発や情報提供を行い、問題意識を共有することで、企業をはじめとする民間諸団体や市民一人ひとりの積極的な取り組みを促進します。

近隣市町・県・国との連携強化

広域的な対応が必要な施策を推進するため、近隣市町との連携を図り、情報の共有化や共同事業を推進します。

また、必要に応じて県や国に対して行財政上の措置を要請するとともに、協調を図りながら施策を推進します。

第2節 推進体制の充実

市内における横断的な推進体制の充実

障がい児・障がい者が本市で安心して暮らし続けられるためには、保健・医療・福祉分野の連携のみならず、教育・雇用・まちづくりなど幅広い施策への取り組みが重要です。そのため、関係のある市内関係部局との連携を図り、障がい者福祉施策を効果的に推進します。

人材の確保

本計画の推進にあたっては、保健師、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー、手話通訳者や相談員といった専門的な人材を確保することが必要不可欠となります。これらの人材について、必要に応じて市役所への配置を検討するとともに、サービス提供事業所や医療機関等に対して配置を促します。

また、県等が主催する研修会や講座などへ派遣し、サービスの質の向上を図ります。

第3節 計画の公表・周知

計画を円滑に推進するためには、市民一人ひとりの協力が重要です。計画の公表は、より多くの市民に周知することや、透明性を確保するうえで必要であることから、市ホームページや広報紙への掲載など、あらゆる機会を通して計画を公表し、周知の徹底に努めます。